

答申第 892 号

諮問第 1566 号

件名：不祥事の再発防止・コンプライアンス徹底に向けた総点検の取組結果の
不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、「不祥事の再発防止・コンプライアンス徹底に向けた総点検の取組結果（所属校名を公表していないもの）」（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 11 月 15 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同月 28 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

開示で求めた、文書は、学校名を特定すれば開示されたものである。

また、全県を対象にした場合も、校名も含め開示されたといえる。

何らかの方法で、開示されるものを、開示しないことは、違法であるといえる。

学校名を公表できないとしても、本件請求においては公表せざるをえない。

また、本件請求のような内容は、学校関係者は知られた事実であるといえる。逆に公開の期間を決めて、開示することも可能といえる。

今回の件に関して、開示できるものは開示することによって、防止ということもできることになる。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

弁明書で「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため」とあることについて、あくまでおそ

れであって、事実等に基づいた、権利利益を害する具体的説明がない。また、おそれとは処分庁の勝手な推測の領域であり、処分庁の思い込みであることからすると「7条2号」には該当するとは言えない。

推測であるとしても、推測される事例について、具体的説明が不明であるので、処分庁の、おそれとする、気分ともいえる判断に対して、請求人は反論等ができない。

弁明書で「その全てを不開示としたものである」ことについて、各学校の取り組みである、表題等含め、全面的に不開示にする理由はない。開示できることまで不開示にしていることは明らかに違法である。

弁明書で「総点検の取組結果に係る文書を、…取得していない。」とあるが、処分に係る職員の学校について、職員の処分、職員の今後の件に関わることであり、どのように取り組まれてきたうえでの不祥事であったのか聞き取り等において、必要な関係文書に当たることであり、当然取得等されていると思われるが、もしそうであるなら処分に当たっての、対応に疑問をもたれる対応であるといえる。詳細の事情が不明であるので、反論ができない。反論ができないような弁明、説明はあり得ないということである。

弁明書で「被害者が自校生徒であるため」ということについて、再度主張するが、少なくとも、表題は明らかにできる。

弁明書で「全ての県立学校の文書を対象として…原則開示になり得る文書である。」とあることについて、そうであるなら、処分庁の主張に沿ったとしても、少なくとも本件開示請求において、開示できる部分があるということである。

開示しないということだけでなく、開示できるところを明らかにするべきである。

もしかしたら、開示の仕方、または開示内容に問題があったから不開示であるということであるのか、明らかにしてもらいたい。

弁明書で「前述した方法による開示請求で得られる文書と比べることにより」とあるが、処分庁は学校名が特定されるというときは、これまで明らかにされてきた文書等でも不開示にされているのではないかといえる。

そもそも、原則を変えようとすることに問題がある。さらに、問題があっても、不開示にしようとすることに矛盾等が生じているということである。

本件請求で開示できることを不開示にすることに、利益があるのかも疑問である。具体的説明なきものは開示すべきである。

弁明書で「個人の権利利益を害するおそれ」ということについて、具体的説明もなく、不開示の理由とすることは、不適切であることは何度

も主張してきた。知る権利、情報公開等からすると、請求に沿った対応が処分庁に求められているからである。

弁明書で「個人としての評価を低下させる性質を有する情報である」とあるが、不開示にする理由には無理がある。職員の不祥事は、職員の宣誓違反でもあるといえる、また、公表される、もしくは、されないにかかわらず、処分庁に、重大な負担等を負わせているということは明らかである。

さらに、公務員の「評価を低下させる」ということを優先するなら、一切の不祥事事案について、公表させないということになる。本件のような公務員の不祥事は、職務上と密接に関係していることは明らかであり、まったく関係性がないとは言えない。極論すると職場の問題（働き過ぎ等を含め）が関係しているからである。処分庁の理由は、現実的に理由とはいえない。

再度述べるが、請求者の仕方に問題があったということなのか、もしそうであるなら請求時、処分庁のアドバイスがあったらこのようなことは起きなかったということになる。このようなことが起きないことが制度の確立されることが求められるということになる。

それとも、処分庁は、今後、開示原則に従うということであるのか。また、本件請求についても、ある一定時期が来たら開示されるということも考慮されるべきである。

本件開示に関して、条例を基に、不開示等の判断をされたら処分庁が主張されるが、請求者が主張したように、処分庁の不開示理由等には具体的説明がないうえ、矛盾等を含んでいることは明らかであるといえる。

処分庁の、法律解釈若しくは、条例解釈に誤りがあることは明らかである。仮に条例解釈に対して（処分庁の解釈）誤りがないとするならその条例そのものが不備であるということである。

そのような場合は、条例の改正が必要であるということになる。悪法も真なりということで、放置することなく、解釈によって、開示できる範囲の解釈をすることが処分庁には、必要であるということである。時代に合った、緊急措置と云うことで、時代に合った、対応として、開示できるのではないかといえる。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

まず今回請求している不祥事の取組に関する件。これを請求した理由は、不祥事ということであるので、具体的にどのような不祥事があった、その不祥事の内容について実際に問題の起きた学校では、それ以前それ以後にどのような取組をしていたのかというようなことを知りたく

て請求をした。

今回請求したコンプライアンスについては、各学校で記録がされていると思っている。ただ、不開示の理由としては学校名を特定してはいないが、逆にその文書を公開すると、実際に不祥事が起きた学校の校名が明らかになるからまずいということが理由である。しかし、私にとっては行政の立場ではないので、学校名が明らかになるまいと具体的にその学校で問題が起きたと、本当にその学校はそれまでにどういう取組をしてきたのか、どういう取組をしようとしているのか、実際に理にかなった対応や検討がされているのかどうかを確認したかったのである。

私が請求したとおり、もし教育委員会が文書を開示したとしたら、伏せておきたかった学校名が明らかになると言われれば、それはそれまでだが、今はそんなことを気にしているときなのだろうか。これだけ不祥事が続いているときに、当事者ももう1年も経ったしそろそろ卒業や転勤もしてしまったりしていくときに不開示にすることは、そういう事案を隠蔽することにもなるのではないかなと思って焦りもあったので、具体的に校名を指定しない、普通はしないような請求をした。

本当は、全件の請求の仕方もあった。県立高校は学校数相当数あるわけだが、その相当数の学校が全部開示されるはずである。そうすると、私としては、それぞれの学校から仮に1枚であろうと2枚であろうとそういう用紙が準備されることに関して、仕事量を計算すると相当大変だなと思った。それから、全部の学校のを私が閲覧ということになると、それも相当大変なことである。そういうことを考えると、一番合理的で私の目標に従えるのは、やはり不祥事のあった学校というふうにしたほうが早いのではないかと思って、冷静に考えるとなかなか開示されないような請求になった。全体で大変だし私も見るのは大変だから、できたら具体的に少ないもので済むような請求に応じてほしいということを出した。確かにこれまで開示しなかったこと、当事者の、特に被害に遭った生徒の具体的な学校名や名前は明らかにならないが、そういうものが明らかになっていけば特にいせつ行為等に関しては相当抵抗があるだろうなということとは思わないでもないが、私の知りたいことからすれば、それらの件は何らかの配慮をした上で開示されることを希望していた。

不祥事があった学校が具体的に問題を抱えているので、それらの学校の内容の背景を私としては知りたかったのである。学校は自分の学校について取り組んでいるというふうに言うが、それなら具体的にどのような取り組みをしているのか、そういうことを第三者的立場で私が知ることによって、「不十分ではないですか」というようなことを、例えば学校で

そういう文書が公開されれば出かけて行って、それなりの意見を述べることはできるし、そういう第三者の意見を現場の人が聞くことは損ではないのではないかと、という自負心は若干持っているのですが、あえてぎりぎりの線でなんとか開示をしてほしいというのが、私の希望であった。

今回開示しないということは、条例に基づいているという判断がある。しかし、法律的には憲法の知る権利の裏には意見表明権というものがあるが、そういうこととの対比をしたときにどちらが優先するのかなということを見ると、それらの対比する条例や法律との関係で、具体的にどうしてできないのか。その辺を乗り越えた形の開示ができるのではないかと思っている。

例えば体罰に関しては公開は当然だと思っているが、わいせつ行為等は相手が在校生になると開示・公開を構わないというふうに被害者が言ってくれないことにはできないというのが妥当かなと思いつつも、ずっと開示しないということについてはこれでいいのかなということも思っている。そういうことを考えた上で、例えば条件付きで何年後には開示するとか、そういう対応も現在の法解釈でできるのではないかと、というようなことを、一度検討してそういう判断をお願いしたいと思っている。

本来は、コンプライアンスも含めて学校における不祥事というのが不開示にするのがおかしいという大前提に立って、これからは対応しなければ、逆に学校で問題を起こした教諭は守られて、そうではない外部で起こした人たちは本人の特定が相当難しいということで、名前まで公表される。同じことを起こしてもそういうように法の裏に逃げられてしまう。確かに見つかればどちらも懲戒免職などがあるが、負うべきものが相当違うので、同じことをして結果が違うのはおかしいのではないかと。それも在校生にというのは許されないのではないかと、そういう指摘も聞こえてきそうであるので、何らかの形で公表等にそろそろ踏み込む判断をお願いしたい。現時点では公表可能なものを公表してほしい。もうだいぶ前の話なので、もうそろそろ在校生でなくなっているかもしれない部分については、それなりの判断をお願いしたいと思っている。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

- (1) 平成 29 年 11 月 14 日に教育委員会は、4 件の懲戒処分についての記者発表を行ったところ、うち 2 件については被処分者の所属校名を公表しなかった。本件行政文書は、当該 2 件に係る 2 校の愛知県立学校（以下「県立学校」という。）において、平成 28 年度に実施された不祥事の再発防止・コンプライアンス徹底に向けた総点検の取組結果に係る文書であって、そ

の全てを不開示としたものである。

不祥事の再発防止・コンプライアンス徹底に向けた総点検の取組結果とは、例年毎に一度、各県立学校の不祥事防止に向けて管理職が教職員と面談を実施したうえで、その結果を集約したものである。

なお、平成 29 年 11 月 14 日に記者発表をした 4 件の懲戒処分のうち、残りの 2 件は小中学校に係るものであり、小中学校に対しては取組結果の報告依頼をしていないため、不祥事の再発防止・コンプライアンス徹底に向けた総点検の取組結果に係る文書を、教育委員会において作成又は取得をしていない。

また、平成 29 年度分の同文書については、開示請求日時点では当該県立学校で未作成であったため特定をしていない。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書に係る懲戒処分の事案は、教員が生徒に対しておいせつ行為を行ったもの及び生徒に対して不適切な行為を行ったものであり、被害者が自校生徒であるため、本件行政文書に記載されている学校名は、懲戒処分の対象となった職員及び被害生徒の所属校名である。

本件行政文書については、全ての県立学校の文書を対象として開示請求がなされた場合又は単に学校名のみを指定して開示請求がなされた場合には、原則開示になり得る文書である。

しかし、本件開示請求においては、学校名を公表していない非違行為のあった学校に係る文書が請求されており、本件開示請求において一部でも文書を開示すれば、前述した方法による開示請求で得られる文書と比べることにより学校名を特定することが可能になる。

学校名が特定されることにより、懲戒処分の対象となった職員及び被害生徒の所属校が明らかとなることから、本件行政文書は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

本件行政文書に係る懲戒処分の対象となった職員及び被害生徒の所属校名は、教育委員会の懲戒処分の公表基準に基づいて公表しておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当しない。

また、当該情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

また、職員は公務員であるが、処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。さらに、本件行政文書に記載されている学校名は、公務員ではない被害生徒の個人に関する情報でもあることから、同号ただし書ハに該当しない。

以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件審査請求において「開示で求めた文書は、学校名を特定すれば開示されたものである」と主張している。

しかし、前述したとおり、本件行政文書は、単に学校名のみを指定して開示請求がされた場合には原則開示になり得る文書であるが、本件開示請求においては、学校名を公表していない非違行為のあった学校に係る文書を請求していることから、学校名が特定されないよう不開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、2 校の県立学校において平成 28 年度に実施された不祥事の再発防止・コンプライアンス徹底に向けた総点検の取組結果に係る文書であり、その記載内容は、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

そして、本件開示請求書には、「11/14 県教委発表教諭 4 人処分についてわかるもの一切」、「4 名の所属校の不祥事防止に向けた取組み報告書 記録」等と記載されており、特定の懲戒処分を受けた教員の所属校と指定した上で、当該校における不祥事防止に係る文書を求めるものであるから、本件開示請求に対して決定された本件行政文書は、教育委員会が特定の懲戒処分を行った教員が所属する県立学校に係るものであることとなる。

実施機関は、条例第 7 条第 2 号に該当するとして、本件行政文書の全部を不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、県立学校の学校名とともに、所属する職員の不祥事の再発防止・コンプライアンスの徹底を目的として、当該県立学校の管理職が当該校の教職員に対して面談を行った人数等の実施状況が記載されているに過ぎず、その記載内容からは直接特定の個人を識別できるものとは認められない。

しかしながら、前記(2)において述べたとおり、本件行政文書は、教育委員会が懲戒処分を行った教員が所属する県立学校に係るものであることから、本件行政文書がどの県立学校で作成されたものであるかが明らかになることにより、懲戒処分を受けた教員が所属する学校名が明らかになるものである。また、本件懲戒処分に係る非違行為は被害者が自校生徒であった事案であるため、被害生徒が所属する学校名も明らかになることとなる。

懲戒処分を受けた職員及び被害生徒が所属する学校名を明らかにした場合には、当該職員の同僚や当該学校の生徒であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報から、関係者であれば、懲戒処分を受けた職員及び被害生徒を識別することができるものと認められる。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

本件懲戒処分の事案については、懲戒処分を行ったが、実施機関が定めた公表についての基準にのっとり懲戒処分を受けた職員の氏名及び所属する学校名を公表しないとされたものであると認められるため、これらの情報は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。よって、本件行政文書は、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、懲戒処分を受けた職員は公務員であるが、処分を受けたことは、職務の遂行に係る情報とは認められないことから、本件行政文書は、条例第7条第2号ただし書ハには該当しない。

さらに、本件行政文書が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 部分開示について

実施機関は、学校名が特定されないよう本件行政文書の全部を不開示としているので、以下、部分開示の可否について検討する。

実施機関によれば、本件行政文書については、全ての県立学校の文書を対象として開示請求がなされた場合又は単に学校名のみを指定して開示請求がなされた場合には、原則開示になり得る文書とのことである。

また、実施機関によれば、本件開示請求において一部でも文書を開示すれば、前述した方法による開示請求で得られる文書と比べることにより学校名を特定することが可能になるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、仮に本件行政文書につき学校名を不開示とし、その余の部分を開示することとした場合、実施機関の主張するとおり、全ての県立学校の文書を対象として開示請求する等して学校名を含めて開示された文書を取得し、本件行政文書の開示された部分と照合することにより、本件行政文書に記載された学校名を特定することが可能となると認められる。

このことからすれば、学校名の特定を避けるためには、本件行政文書を一部でも開示することはできないと認められる。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 7. 2	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 7. 26	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 11. 27 (第561回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
30. 12. 26 (第564回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 3. 20 (第569回審査会)	審議
31. 4. 26	答申

答申第 893 号

諮問第 1579 号

件名：体罰に係る報告書等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 7 月 24 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 9 月 6 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

今回部分開示を受けた行政文書の部分開示範囲は、条例、関連する平成 18 年 12 月 22 日大阪高等裁判所判決（平成 18 年行コ第 26 号事件、同第 68 号事件（確定））、平成 23 年 2 月 2 日大阪高等裁判所判決（平成 22 年行コ第 153 号事件（確定））（以上被告兵庫県（教育委員会））、平成 29 年 3 月 2 日神戸地方裁判所判決（平成 28 年（行ウ）第 26 号公文書非公開決定取消請求事件（確定）（被告神戸市（教育委員会））等に照らし、違法な非開示部分を含むものである。

イ 条例 7 条 2 号前段非該当

まず、上記諸判決においては、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては、「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、「通常他人に知られたくないとみとめられる」公務員のプライバシーではないとされている。これらの判決により、プライバシー型の情報公開条例を有する兵庫県、神戸市その他多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教師名等は原則公開とされてきている。非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部にすぎない。

次に、条例 7 条 2 号では「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を「不開示情報」としているが、さらに「ただし、次に掲げる情報を除く。」として、その例外を規定している。そのハは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合・・・にあつては、当該公務員の氏名に係る部分を除く。）」とし、これらの情報は公開すべきものと規定する。換言すれば、公務員の職務遂行情報については「当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であっても公開せねばならないはずである。なお「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合・・・にあつては、当該公務員の氏名に係る部分を除く。」となっており、仮に「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」であっても、非公開が認められるのは、「当該公務員の氏名に係る部分」にとどまるはずである。他方で、上記裁判例は、上記のとおり体罰を行ったという情報は「通常他人に知られたくないとみとめられる」公務員のプライバシーではないとするのであるから、「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」でもないはずである。

よって、体罰加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく、公開されることはそもそも条例及び判例が予定しているところである。よってそれを理由とした、学校名、教員名、教頭名、校長名、発生場所、その他一切の非公開は認められない。

また、これらを公開すると被害児童生徒が特定されるのではないかという点について検討する。上記関連判決に照らして非公開が認められるのは被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思

われる。これらを除けば、「特定の個人が識別されうるもの」とはいえないし、裁判所の判断も同様である。学校名や教員名を公開するとそれだけで被害児童生徒が特定されるとの考えも上記関連判決で否定されている。だからこそ教員名などは公開すべきと判示されているのである。これらの点につき、平成 29 年 3 月 2 日神戸地方裁判所判決（平成 28 年（行ウ）第 26 号公文書非公開決定取消請求事件（確定）（被告神戸市教育委員会）参照。学校名がわかると、教員が、ひいては児童生徒の特定が可能になるとの「ドミノ理論」も司法判断で否定されている。

次に児童生徒の性別、所属部活動名、体罰発生場所等の情報も、開示したところで原則的に「特定個人の識別」には至らないことも、上記関連判決の認めているところである。

次に「校長意見書」なる部分がほとんど全面非公開とされているが、これも公務員の職務遂行情報であるので、児童生徒の名前など上記裁判例に照らして必要最小限の公開範囲とされるべきである。

次に「非違行為に関する速報」と書かれた文書では、被害者やその家族の受け止め方、教育委員会名、教育長名、行政文書番号、その他広い範囲の非公開が行われており、上記裁判例に照らして到底認められない。教育委員会名などから児童生徒の特定などできるわけもない。

また最高裁判所はじめ各種の判決・答申においては、プライバシー型の規定を採用している地方公共団体の情報公開条例の「特定の個人を識別できる情報のうち、他人に知られたくないもの」と情報公開法その他の「特定の個人を識別できる情報から、ただし書イ、ロ、ハを除いたもの」等の個人識別型とで個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけてはいない。個人識別型の規定においても、公務員の氏名等の公開が争われた判決の例としては、「公務員の職務の遂行に関する情報は「個人に関する情報」に該当しないとした（広島県条例関係）ものがある。（最高判平 15 年 12 月 18 日）

その他、最高判平 15 年 10 月 24 日（岐阜県条例関係）、最高判平 15 年 11 月 21 日（新潟県条例関係）など同様の判決が続いている。

以上より個人識別型の情報公開条例をもつ自治体においても、プライバシー型の兵庫県や神戸市同様、体罰事故報告書においては教員名も含め公開されるべきである。実際、個人識別型の情報公開条例をもつ自治体（大阪市、岡山市、滋賀県、奈良県、岡山県、岐阜県等）のもとでも、同様の公開が行われている。

(1) 条例 7 条 2 号後段非該当

条例 7 条 2 号後段では、「特定の個人を識別することはできない

が、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。しかしこの条文が適用されるのは、個人のカルテや著作物、反省文などに限られるのであるから、そのようなものを含まない本件行政文書には原則的に適用されないというべきである。実際に非公開とされているところにセンシティブな情報が入っているかどうかは請求者には不明であるので、情報公開の専門機関がインカメラ審査し、精査すべきものとする。「校長意見書」が個人のカルテや著作物、反省文と同一視できるものではないことも明らかであるので、そのほぼ全面非公開も認められない。

(ウ) 条例 7 条 6 号非該当

なお非公開理由としては、他に条例 7 条 6 号該当もいわれているが、これらも上記判決ほか関連判決の中およびそこに至る中で争われ、全て否定されてきているものである。そもそもここでいう「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の解釈からして、「客観的判断」や支障の程度の「実質性」、「おそれ」の「抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される」ことなどに照らし、主観的形式的抽象的に主張されているにすぎず、認められない。そもそも個人情報該当性以外のこうした論点については、本件公文書では、他自治体の審査会答申でも、司法判断でも、否定されてきており、それらを参照すれば、無理筋の主張であるとすでに判断されていることも明らかである。司法判断に関して、平成 23 年 2 月 2 日大阪高等裁判所判決（平成 22 年行コ第 153 号事件（確定））およびその原審を参照（兵庫県教委に問い合わせれば参照可能のはずである）。また、兵庫県公文書公開審査会答申平成 11 年 7 月 29 日答申第 21 号も参照。

(エ) 条例 7 条 3 号非該当

非公開とされているのは「報道機関の名称」のみであって、それを公開したところで「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とはいえないこと、上記条例 7 条 6 号非該当と同様である。

(オ) 結論

以上より、本件行政文書の部分開示範囲は、条例、関連する諸判決等に照らし、違法な非開示部分を含むものであり、本件決定は取り消されるべきである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 弁明書の非公開理由の不当性の根拠

弁明書の非公開理由は、結局、こちらが示した関連判決等を十分吟味した上で条例の解釈を展開するものではない。そしてその非公開部

分の多くは、関連判決を前提にすれば、公開されるべきものであること、審査請求の理由ですでに述べたところであるにも関わらず、十分な反論がなされていない。よって弁明になっていない。非公開理由は、関連判決で既に否定されているものであること審査請求書に記したとおりである。結局のところ弁明書の主張は、関連判決には従わないというものであり、司法判断をないがしろにするものという他ない。

三権分立、法治主義原則のもと、一定の条例解釈や法的争点について判断が示されている場合、第一に行政が従うべきは、自身の独自の条例解釈ではなく、「懲戒処分の公表基準」などという行政の内部基準などでもなく、司法判断であることは今更述べるまでもない常識のはずである。

個別事件（本件では体罰事故報告書の部分公開処分）をふまえた司法判断は、まさに体罰事故報告書という特定の文書における情報公開の法解釈が示されているものであるから、そこでの判断が優先することは明らかである。他の自治体における司法判断であることは、条例解釈においてそれを無視してよいことの理由にはならない。過去の司法判断は裁判では必ず参照されるものであり、同種の判断が重なればそれは一層の重みをもって扱われるはずだからである。これらは情報公開の例規集にも搭載され、また法律雑誌でも評論された代表的な判決である。そもそも行政機関が、自らが直接当事者になった裁判にしか従わないなどと言い出せば、法治主義原則は崩壊し、日本は法治国とはいえなくなる。この点弁明書は、「情報公開条例の規定や懲戒処分についての取扱いは、各地方自治体によって異なるため、行政文書や事案に即して個別具体的に判断する必要があり、審査請求人が挙げている過去の裁判例における判示が、本件一部開示決定についても直ちに当てはまるものとはいえない」などとしているが、論外である。こちらは判決の内容や情報公開条例の規定ぶり、対象文書の同質性などを指摘して、関連判決に照らせば公開されるべきだ、と具体的に論じているのであるから、実施機関はこのような法律論とはいえない一般論で云々するのではなく、^{うんぬん} どういう点で「直ちに当てはまるものとはいえない」のかを法的に納得できるかたちで論じるべきである。実施機関は法治行政としての責務を放棄していると言うほかない。

以下、簡単に関連判例に基づき反論するが、審査請求の記載と重複する部分については原則繰り返さない。

(イ) 弁明書「条例第7条第2号該当性について」について

後記3(2)アにおいて個人の識別可能性を言うが、関連判決に照らし

てきわめて雑な議論である。まず、関連判決によれば体罰事故報告書記載の体罰事故情報は、公務員においては職務遂行情報であり、プライバシー情報ではないので氏名まで公開すべきであり、その住所を除いてはそもそも個人識別性は問題にならない。被害児童生徒においては、原則として「一般人基準」をとるべきであるから、本人の氏名、住所などを除いて、学校名、教員名及びそれに準じるような各種情報は個人識別情報とはいえない。市町村教育委員会名など論外である。7条2号後段についても、審査請求書に書いたとおりである。結局ここにはただ「該当する」とするだけで、それ以上の説明は何もない。

後記3(2)イも同様であり、「全体として」本号に該当するなどという議論は雑である。原則公開の条例の趣旨からしても、切り分けて必要最小限だけ非公開とすべきである。

後記3(2)ウについては、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」ではないとしているが、7条2号ハ該当だところらは主張しているのだから、7条2号イを持ち出すのは論点がずれている。弁明書では、「懲戒処分の公表基準」なる内部基準を持ち出して弁明しているが、そうした内部規定が司法判断に優越するわけではなく、本件については法的には関わりのない問題である。また関連司法判断によれば、本件文書にはそこにいう「懲戒処分」を受けたことも、その他当該教職員にとっての私事も含まれない。だからこそ関連判決は、教員の氏名を含めて公開を求めているのである。裁判所は加害教員の氏名を開示することが条例の求めるところだと有権解釈しているのである。

また、後記3(2)エにおいて本件体罰事故報告書が「個人が処分等を受けたことが分かる情報である」とするが、関連判決の無理解もはなはだしい。本件文書記載の体罰情報が公務員個人の評価等に関わる私事に関する情報ではないことは、関連判決の基本である。

関連判決は、体罰報告書記載情報は、教員にとっては「通常他人に知られたくないとみとめられる」公務員のプライバシーではないとされ、開示が求められているものであるから、「公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」などともいえない、としている。また「個人が処分等を受けたことが分かる情報である」ことは関連判決で明確に否定された論点である。そうでなければなぜ関連判決では加害教員の氏名の原則公開が求められているのであろうか。この、体罰により加害教員が懲戒処分や訓告等を受けたことは保護されるべきプライバシーであるところ、事故報告書で氏名を開示すると、本人が懲戒処分等を受けたことや受ける蓋然性が高いことが明らかになるので非開示とする、という点は、いうまでもなく関

連司法判断で論点とされたものであり、それが明らかになることの是非は担当裁判官も十分理解した上で教員名まで開示せよと判断しているのである。本件対象公文書である体罰事故報告書自体には当該教員がどのような処分をされたのかの記載はないのであって、別の文書において懲戒処分の内容を開示しているとすればそれは実施機関の判断なのであるから、体罰事故報告書の氏名開示それ自体がプライバシー侵害にはならないこと、よって本件処分においてそれを理由に条例 7 条 2 号該当をもちだすことが不当であることもいうまでもない。関連司法判断もそのような考えに基づいている。非開示情報はあくまで当該文書に記されているものでなければならず、そこに懲戒処分等に関する記述がないのに、それを理由に非開示をおこなうのは、条例解釈の誤りであり違法である。

関連判決は、このように他の文書などで当該教員の懲戒処分等が公開されていても、そうした懲戒処分の記載のない文書においては、そのことと関わりなく、学校教員の体罰行為は、公務員の職務遂行上の行為であるとして、当該教員の氏名は公開すべきであると判断しているのである。平成 23 年 2 月 2 日の大阪高裁判決は、「本件文書により報告された教職員については、全員何らかの懲戒処分を受けたことが認められる」と認定しつつ、にもかかわらず結論的に氏名の公開が認められていることに留意されるべきである。また平成 18 年 12 月 22 日の大阪高裁判決には、本件訴訟の対象文書として、懲戒処分を受けたことが記されている「第 3 文書」が存在するにもかかわらず、それとは別の文書である「第 2 文書」である体罰事故報告書に記載された体罰加害教員の氏名の開示が求められているのである。そもそも、体罰を理由とした処分と体罰の態様その他は、毎年文部科学省に報告され（この判決の中の「第 1 文書」がそれ）、同省において公表され、それらと事故報告書を照合することが一般に可能であることは、関連判決でも当然前提にされている。そうした状況を踏まえてなお、関連司法判断は体罰加害教員の氏名の公開を求めているのである。そうした関連判決の判旨につき、実施機関は黙して語らない。実施機関が自己の非開示処分を法的にも妥当だと主張するならば、本来なら、こうした判決の内容にまで踏み込んだ上で、なぜ自分の判断がなお法的にも正しいのか、きちんと主張すべきである。それこそが法治行政の本来の姿であろう。実施機関に対するこの度の情報公開請求は、体罰事故報告書に加えて「第 3 文書」たる処分文書そのものの開示をも求めた、これら高裁判決の事例ほどの開示を求めるものでもないが、いずれにせよ処分内容が公表されていることは、弁明書があえて語るまでもなく、これら裁判例も前提にしていることである。

(ウ) 弁明書「条例第7条第3号イ該当性について」について

報道機関の側に取材源を秘匿する義務はあるが、行政機関の側が取材を受けたときに報道機関を秘匿する必要も義務もない。公開されたからといって報道機関が萎縮することはないし、万一そんな報道機関があれば報道機関失格である。

(エ) 弁明書「条例第7条第6号該当性について」について

これもこちらの主張に何ら実質的な反論を加えるものではない。これも関連判決の中およびそこに至る中で争われ、全て否定されてきているものである。弁明書の主張は、主観的形式的抽象的に主張されているにすぎず、認められない。何よりも既に教員名を公開している、兵庫県や神戸市ほか多くの自治体で同様の事態が続出して「事務の適正な遂行に支障」が生じている、などということはないのである。実名を公開したらこうした支障が生じる、などというのはそれこそ根拠のない憶測にすぎない。支障というが、体罰教員が実名公開されることはむしろ体罰抑止という「事務の適正な遂行」に資するものであり、好ましいことである。

そもそも個人情報該当性以外のこうした論点についても、本件公文書においては、他自治体の審査会答申でも、司法判断でも、否定されてきており、それらを参照すれば、無理筋の主張であるとすでに判断されていることも明らかである。司法判断に関して、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行コ第153号事件（被告兵庫県教委・確定））およびその原審を参照。また兵庫県公文書公開審査会答申平成11年7月29日答申第21号、大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第227号）も参照。北九州市審査会答申も参照。

(オ) 他の自治体の情報公開審査会答申について

繰り返すが採られるべき法理は、現在、司法の場でどのような判断がなされるか、という点に基づいて選ばれるべきである。すでに多く存在する現在の諸判決の水準からすれば、こうした広範な一律非公開が現在の裁判所で認められないことは明らかであり、だからこそ多くの自治体が教員名の原則公開に応じているのである。また実際、プライバシー型、個人識別型のどちらの情報公開条例をもつかにかかわらず、多くの自治体の情報公開審査会は、近年、上記関連判決を踏まえ、学校名・校長名・教員名その他の公開を支持し、又はそれを求める答申を出している。具体的には、大阪府（大公審答申第227号）、奈良県（答申第190号）、京都府（京情審答申第86号）、堺市（堺情審第26-1-10号（答申第85号））、滋賀県（答申第93号）、三重県（答申第16号）などである。

これらの判断は、審査請求人の主張が情報公開の専門機関からも正

しいと支持されていることを示しているというべきである。審査請求人は、県教育委員会もこの程度の公開に応じるべきであるといっているにすぎず、なんら無理で不当な主張をしているわけではない。

(カ) 結論

以上より、体罰事故報告書においては教員名も含め公開されるべきである。また個人識別型の情報公開条例をもつ自治体（大阪市、岡山市、滋賀県、奈良県など）のもとでも、同様の公開が行われている。なお奈良県、滋賀県、大阪市の情報公開条例は、愛知県条例とは異なり、公務員の氏名を公開範囲として明示していないが、実際にはそれでも公開している。なお、近年では佐賀県（諮問第 82 号平成 30 年 8 月 17 日「県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書に係る文書の部分開示決定に関する件」）、北九州市、新潟県（答申第 51 号（平成 30 年 10 月 16 日）「学校教職員の体罰事故報告書」について）の情報公開審査会も本件と同種事案につき、学校名・校長名のみならず加害教員名の公開を求める答申を出している。同種の答申は今後も増えるであろうと思われる。

よって本件処分に関する実施機関の非公開説明は正当なものとはいいがたく、とうてい認められない。審査請求書に記載のとおり請求文書の一部非公開決定処分を取消し、変更するとの決定を求める。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 24 年度の愛知県立学校（以下「県立学校」という。）並びに愛知県内の市町村立小学校及び中学校（名古屋市所管分除く。）における体罰に関する報告書として、県教育委員会が作成又は取得した文書である。県教育委員会は対象となる行政文書を別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）から文書 34 までのとおり特定した。その内訳は、同表の 2 欄に掲げるとおりであり、県教育委員会は、同表の 3 欄に掲げる部分を開示しないこととして一部開示決定をしたものである。

このうち、文書 1 から文書 5 までが県立学校分、文書 6 から文書 34 までが市町村立小中学校分である。

なお、これらの文書は、いずれも非違行為の報告という性質を有するものであって、体罰を行った教員に対する懲戒処分及び指導上の措置（以下「処分等」という。）の検討を行う前提として、当該体罰の事案が記載された文書である。結果として、本件行政文書に記載された加害職員は、全てが処分等の対象となっている。

ア 文書 1 及び 2 について

文書 1 及び 2 は、平成 25 年 1 月 23 日付け文部科学省初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知により依頼のあった、体罰の実態把握調査（以下「実態把握調査」という。）に際して、各県立学校から県教育委員会事務局に回答があった体罰事案について、その後処分等の検討のために送付された体罰に関する報告書である。文書 1 は同年 2 月 13 日付けで提出された県立学校 30 校 93 件分であり、文書 2 は同月 21 日付けで提出された県立学校 1 校 4 件分である。

文書 1 及び 2 は、県立学校で発生した体罰について、体罰を行った職員の所属校の校長又は教頭が事実関係を調査し、その内容を詳細に記載した上で県教育委員会事務局へ提出したものである。

文書 1 及び 2 のうち、表紙には題名、報告書の提出の日付等が、報告書には作成者の職名、氏名及び印影、体罰を行った職員（以下「加害職員」という。）の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別等、発生日時、発生場所、被害生徒の概況、発生の場面、体罰の様態、被害の状況、把握のきっかけ、事情聴取した者、概要、相手方の状況、事後措置等が記載されている。

イ 文書 3 から 5 までについて

文書 3 から 5 までは、各学校が把握した県立学校における体罰に関する非違行為について、当該非違行為を行った職員の所属校の校長又は教頭が事実関係を調査し、その内容を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、県教育委員会事務局へ提出したものである。

文書 3 から 5 までのうち、鑑文^{かがみ}には文書番号、送付年月日、校長の所属、氏名及び印影、標題、添付書類名等が、非違行為報告書には作成者の職名、氏名及び印影、加害職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生の場所、概要、相手方の状況、事後措置等が、被処分者の申立書には加害職員の所属、職名及び氏名、申立て等が、校長の意見書には校長の所属、氏名及び印影、校長の意見等が記載されている。

ウ 文書 6 について

文書 6 は、実態把握調査に際し、愛知県内の各市町村立小学校及び中学校（名古屋市所管分を除く。）から県教育委員会に回答のあった体罰事案について、その後処分等の検討のために送付された体罰に関する報告書である。

文書 6 は、前記の各小学校及び中学校で発生した体罰について、加害職員の所属校の校長又は教頭が事実関係を調査し、その内容を詳細に記載した報告書を作成し、市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会が愛知県の教育事務所（以下「県教育事務所」という。）を經由し、県

教育委員会事務局に提出したものである。

文書 6 は、全 65 校、82 件分の体罰に係る報告書で構成されており、作成者の職名及び氏名、加害職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別等、発生日時、発生場所、被害児童生徒の概況、発生の場面、体罰の様態、被害の状況、把握のきっかけ、事情聴取した者、概要、相手方の状況、事後措置等が記載されている。

エ 文書 7 から 34 までについて

文書 7 から 34 までは、各学校が把握した小中学校における体罰に関する非違行為について、県教育委員会が市町村教育委員会から取得した文書である。

(ア) 文書 7、9、11、13、15、17、19、21、23、25、27、29、31 及び 33 について

文書 7、9、11、13、15、17、19、21、23、25、27、29、31 及び 33 は、発生した非違行為について、加害職員の所属校の校長又は教頭が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会が県教育事務所を経由し、県教育委員会事務局に提出した非違行為に関する速報である。

これらの文書には、加害職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、発信者、受信者、非違行為の内容等が記載されている。

(イ) 文書 8、10、12、14、16、18、20、22、24、26、28、30、32 及び 34 について

文書 8、10、12、14、16、18、20、22、24、26、28、30、32 及び 34 は、非違行為に関する速報を提出した後、加害職員の所属校の校長又は教頭が改めて調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会が県教育事務所を経由して県教育委員会事務局に提出したものである。

これらの文書は、県教育事務所長の鑑文^{かがみ}、市町村教育委員会の鑑文^{かがみ}、加害職員の所属校鑑文^{かがみ}、非違行為報告書、被処分者の申立書及び校長の意見書から構成され、そのうち、県教育事務所長の鑑文^{かがみ}、市町村教育委員会の鑑文^{かがみ}及び加害職員の所属校鑑文^{かがみ}には文書番号、送付年月日、宛名、標題等が、非違行為報告書には作成者の職名、氏名及び印影、加害職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別等、非違行為の名称、発生日時、発生場所、概要、相手方の状況、事後措置等が、被処分者の申立書には加害職員の所属、職名及び氏名、申立て等が、校長の意見書には校長の所属、氏名及び印影、校長の意見等が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 本件行政文書のうち、個人の氏名、生年月日その他特定の個人を識別

することができる部分として開示しないこととした加害職員の所属、氏名、イニシャル、生年月日、前所属及び所属が特定できる部分、校長の所属、氏名及び印影、教頭の氏名・名字、関係職員の所属、氏名・名字及びイニシャル、作成者の職名、氏名及び印影、加害職員が所属する学校の市町村の名称及び区分並びに電話番号、所属の電話番号及び FAX 番号、発信者の所属及び氏名、受信者の氏名、市町村教育委員会教育長の氏名・名字及び印影、市町村教育委員会職員の氏名、市町村教育委員会の印影、所在地、担当課、電話番号、FAX 番号及び E メールアドレス、文書番号、発生場所及び所在地、児童の氏名、イニシャル、性別、家族の状況及び保護者の勤務先の所在地、生徒の氏名、イニシャル、生年月日、住所、所属する学校名、所属する部活動名、専攻及び家族の状況並びに保護者の氏名・名字及び住所（以下「加害職員等の所属等」という。）は、加害職員、児童、生徒その他の特定の個人が識別できる情報である。また、診断内容、心身の状況が分かる部分その他個人の権利利益を害するおそれがある部分として開示しないこととした診断内容、心身の状況が分かる部分、病院名、病状に関する部分、治療の状況、負傷の程度、過去の処分歴、個人の生活・学習の状況が分かる部分、生徒の進路の状況及び休暇に関する部分（以下「診断内容等」という。）は、個人の権利利益に関する情報であることから、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

イ 申立書並びに意見、反省及び聞き取り内容が記載された部分として開示しないこととした被処分者の申立書並びに校長の意見、加害職員の反省内容及び聞き取り内容が記載された部分（以下「被処分者の申立書等」という。）には、個人の心情等が詳細に記載されており、個人の人格的な権利利益に関する情報が含まれることから、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 加害職員等の所属等、診断内容等及び被処分者の申立書等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

なお、県教育委員会では、懲戒処分を行った場合には、「懲戒処分の公表基準」に基づいてその概要を公表しているところであるが、平成 24

年度当時に適用されていた同基準においては、原則として学校種別（地域）、職名及び職級、年齢及び性別を公表することとし、①免職の事案、②所属・氏名を既に捜査機関が発表している事案及び③故意又は重大な過失による事件・事故等のうち社会的な影響が大きな事案のいずれかに該当するものについては、原則として所属及び氏名も公表することとしていた。そのため、免職より軽い懲戒処分である停職、減給及び戒告の事案については②及び③に該当しなければ所属及び氏名が公表されず、懲戒処分に至らない指導上の措置については、事案が公表されないこととなる。

本件行政文書に記載された加害教員は、処分等の対象となったものの、免職とはなっておらず、また、②及び③にも該当しなかったため、所属及び氏名は公表されていない。よって、加害職員の氏名及び所属についても、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。

エ また、被処分者である加害職員は公務員であるが、(1)で述べたとおり、本件行政文書に記載された加害職員は、非違行為報告書に記載された加害職員だけではなく、体罰に係る報告書に記載された加害職員も含めて全てが処分等の対象となっている。これは、実態把握調査によって把握された事案で、その際に非違行為報告書の提出があった事案以外について、その後処分を検討するために提出された体罰に係る報告書により、非違行為報告書に代えるものとして処分等の量定等を行うこととしたためである。なお、そのため、体罰に係る報告書が作成された事案については、非違行為報告書の作成及び提出はされていない。

よって、本件行政文書に記載された加害職員に係る情報は、個人が処分等を受けたことが分かる情報である。最高裁判例が、「職員が懲戒処分を受けたことは、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むものということができる」（最二小判平成15年11月21日）と判示しているように、当該情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。

オ さらに、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第7条第2号ただし書ロには該当せず、同号ただし書ニにも該当しないことは明らかである。

カ 以上のことから、加害職員等の所属等、診断内容等及び被処分者の申立書等は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 報道機関の名称を公にすれば、取材する側は、取材活動の内容が公に

されることをおそれ、自由な取材活動が行えなくなるおそれがあるため、公にすることにより健全で適正な事業活動の自由が損なわれるおそれがあり、ひいては正当な利益を害するおそれがあることから、報道機関の名称は条例第 7 条第 3 号イに該当する。

イ 以上のことから、報道機関の名称は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 被処分者の申立書等は、県教育委員会の任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であり、公にすることが前提となれば、関係者は率直な意見を述べることを躊躇し、作成者も開示されることを意識して記述せざるを得なくなる。

よって、これらを公にすれば、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以上のことから、被処分者の申立書等は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、過去の他の地方公共団体に関する裁判例を挙げて不開示部分を開示すべき旨主張しているが、情報公開条例の規定や懲戒処分についての取扱いは、各地方公共団体によって異なるため、行政文書や事案に即して個別具体的に判断する必要があり、審査請求人が挙げている過去の裁判例における判示が、本件一部開示決定についても直ちに当てはまるものとはいえない。

また、本件行政文書は、前記(2)エで述べたとおり、体罰に関する文書であるだけでなく、職員の処分等に関する文書でもあるため、本件一部開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するもので

ある。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 24 年度の県立学校並びに愛知県内の市町村立小学校及び中学校における体罰に関する報告書として、県教育委員会が作成又は取得した文書である。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、その構成及び内訳は別表の 1 欄及び 2 欄に掲げるとおりであり、その記載内容は前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の 3 欄に掲げる部分のうち、加害職員等の所属等及び診断内容等を条例第 7 条第 2 号に、被処分者の申立書等を同条第 2 号及び第 6 号に、報道機関の名称を同条第 3 号イに該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、加害職員等の所属等、診断内容等及び被処分者の申立書等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、加害職員等の所属等には、加害職員、加害職員の所属する学校の学校長、体罰を受けた児童及び生徒その他の特定の個人を識別できる情報が記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

なお、審査請求人は、「教育委員会名などから児童生徒の特定などできるわけもない。」等、個人を識別できる情報とした範囲が広範に過ぎる旨主張している。この点について、本件行政文書に記載の教育委員会名は、加害職員の所属する学校の市町村の名称に関する情報であるといえるが、本件行政文書は非違行為発生に至るまでの経過、体罰の発生日時及び具体的内容、体罰事案の発生後に被処分者等がとった措置等が具体的に記載されている文書であることや、市町村によっては区域内の学校の数が少ない場合もあることを考慮すると、加害職員の所属する学校

の市町村の名称に関する情報が明らかになれば、当該市町村の関係者に働きかける等によって、加害職員等が識別され得るものである。

また、診断内容等には個人の負傷又は疾病の状況、過去の処分歴、進路の状況等が、被処分者の申立書等には被処分者である加害職員自身の心情、非違行為の事実経過等が詳細に記載されており、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、加害職員等の所属等、診断内容等及び被処分者の申立書等は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

(ア) 実施機関によれば、本件事案に係る加害職員の氏名及び所属は、当時適用されていた実施機関が定める懲戒処分の公表基準にのっとり、公表されていないとのことである。当審査会において実施機関から提出された本件事案に係る加害職員の処分等に係る記者発表資料を見分したところ、懲戒処分に至らない指導上の措置については事案が公表されておらず、懲戒処分に至ったことから公表された事案についても、加害職員の氏名及び所属は公表されていないことが認められた。

また、児童、生徒その他の加害職員以外の特定の個人を識別できる情報並びに診断内容等及び非処分者の申立書等が一般に公表される取扱いであるとは認められない。

よって、加害職員等の所属等、診断内容等及び被処分者の申立書等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

(イ) また、加害職員は公務員であるが、処分等を受けたことは、加害職員の職務の遂行に係る情報とは認められない。

審査請求人は、関連する判決で、体罰の加害職員の氏名は開示されていると主張している。一方、実施機関は、処分等を受けたことが分かる情報として不開示であると主張している。この点について、実施機関が弁明書において引用する最高裁判例はもとより、審査請求人が引用する判例においても、特定の職員が処分等を受けたことは職務の遂行に係る情報とはいえ不開示情報であると判示されている点においては同様であることから、本件行政文書に記載の特定の個人を識別することができる情報のうち、加害職員に係るもの（以下「加害職員識別情報」という。）が、特定の職員が処分等を受けたことが分かる情報といえるかについて以下検討する。

当審査会において見分したところ、本件行政文書には、事案の概要が記載されているものの、処分等に係る記載はなく、本件行政文書のみをもって職員が処分等を受けたか否かが判明するものではない。その一方で、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、実施機関が管理している職員の処分等に係る文書としては、通常、非違行為報告書並びに処分等に係る審査表及び処分原議（以下「審査表等」という。）といった一連の文書が存在しており、「非違行為について分かる文書」や「処分等に係る文書」といった開示請求がなされた場合、これらの一連の文書を特定した上で、処分等を受けた職員が特定されないよう個人が識別できる部分を不開示とし、その余の部分を開示する一部開示決定をするとのことである。また、実施機関によれば、本件事案については、体罰に係る報告書と題する文書についても、いずれも非違行為の報告という性質を有するものであって、非違行為報告書と同様のものとして処分等の量定等を行ったとのことである。

当審査会において実施機関から提出された本件事案に係る審査表等を見分したところ、審査表等には、処分等の内容とともに、処分等の対象となった事案の概要が記載されており、体罰に係る報告書と照合することにより、容易に事案を結び付けることができることが認められた。また、事務局職員をして実施機関に確認させたところ、過去に別件の開示請求によって審査表等について一部開示決定が行われ、既に開示が実施されていることが認められた。このため、仮に本件行政文書の加害職員識別情報が開示された場合には、審査表等において開示された記載内容と照合することにより、特定の職員が処分等を受けたことが明らかになることになるため、加害職員識別情報は、特定の職員が処分等を受けたことが分かる情報といえる。

なお、本件行政文書に記載された加害職員識別情報を開示した上で処分等を受けたことが明らかになることを防ぐためには、事案の概要を不開示とせざるを得ないと考えられる。このため、結局は、本件行政文書の加害職員識別情報を開示するか、又は一連の文書の処分等の対象となった事案の概要を開示するかいずれを選択するかの判断の問題に帰するところであると考えられる。

よって、加害職員識別情報は、特定の職員の処分等に係る情報でもあることから、加害職員の職務の遂行に係る情報とは認められない。

また、校長の意見についても、加害職員が処分等を受けた非違行為についての意見であり、加害職員の職務の遂行に係る情報とは認められない。

したがって、加害職員等の所属等、診断内容等及び被処分者の申立

書等は、同号ただし書ハには該当しない。

(ウ) さらに、加害職員等の所属等、診断内容等及び被処分者の申立書等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上により、加害職員等の所属等、診断内容等及び被処分者の申立書等は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方にに基づき、報道機関の名称が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、報道機関の名称が記載されている文書には、当該報道機関が学校に対して取材し、記事として掲載するに至る詳細な経緯が記載されており、当該経緯に係る部分は開示されていることが認められた。仮に本件行政文書に記載された報道機関の名称を開示した場合、当該報道機関の取材源、取材の手法等が明らかになることとなり、当該報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、報道機関の名称は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、被処分者の申立書等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 被処分者の申立書等の記載内容は、客観的事実にとどまらず、体罰事案に対する加害職員及び周囲の関係者の受け止め方、加害職員及び体罰

を受けた児童生徒に対する関係者の評価等にも及んでおり、外部に公にされない前提で作成されているものと解されることから、これらを公にすることになれば、被処分者、校長等の関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなったりするおそれがある。その結果、正確な事実の把握が妨げられ、県教育委員会における審議、検討等に支障を及ぼすおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、被処分者の申立書等は、条例第7条第6号に該当する。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の 名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分
文書1 体罰に係る報告書 (平成25年2月13日付)	表紙(文書2の表紙も兼ねる。)	加害職員の所属
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年8月11日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年6月7日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年6月22日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年6月23日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年8月6日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年9月27日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年11月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年11月22日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年4月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・心身の状況が分かる部分 ・診断内容 ・生徒の進路の状況 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24年4月20日午前 8時35分 頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年5月2日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年5月15日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24年5月中旬午後3 時30分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年8月2日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年12月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年7月、被害生徒： 女子5人)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年7月、被害生徒： 女子6人)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 25年1月5日午前 10時)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年4月17日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年4月19日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年4月23日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 5 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 7 月 30 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所及び所在地 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 7 月上旬～中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月 13 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 8 月 15 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名、生年月日及び所 属が特定できる部分 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月、発生場 所：テニスコート 前)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月、発生場 所：相談室)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 7 月 26 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・病状に関する部分 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 4 月 25 日午前 8 時 45 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月 14 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月 23 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月 18 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月 3 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
非違行為報告書(発 生日：平成 24 年 11 月 29 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所及び所在地 ・生徒の氏名及び家族の状況 ・診断内容及び治療の状況 ・生徒の進路の状況 ・関係職員の氏名 ・作成者の氏名及び印影
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月 27 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 9 月 15 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 4 月 20 日夕刻 頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月の上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月の下旬頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 1 学期中頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 1 学期頃)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年夏休み中)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 9 月下旬頃)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 2 学期中頃)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 2 学期の中頃)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 2 学期終わり頃)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月 21 日)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 4 月 9 日)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・関係職員の名字 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 4 月 25 日午後 6 時 00 分頃)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・関係職員の名字 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 9 月 3 日)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・関係職員の名字 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 15 日)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・関係職員の名字 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 25 年 1 月 5 日午前 11 時 00 分頃)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24年5月9日午後4 時20分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年9月14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年5月23日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年1月29日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年9月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名、イニシャル及び 生年月日 ・生徒の氏名及びイニシャル ・関係職員のイニシャル
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年5月～6月くら い)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年7月3日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年9月4日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年11月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24年11月下旬午後 4時40分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年1月13日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24年5月上旬午後5 時頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日時：平成 25年12月下旬午後 5時頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年10月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年12月13日又は 14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年8月中旬、被害生 徒：2名)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年4月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年6月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年4月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年9月9日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・教頭の名目 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年10月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24年5月9日午後1 時50分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名及び専攻 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年9月10日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年5月7日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 7 月 12 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月 2 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月 3 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：2 学期の 終わり頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 12 月 22 日以 降の冬休みの練習 中)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名及び保護者の名字 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 11 月、サッカ 一部の練習中)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 8 月中旬、発生場 所：体育館)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月 24 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 7 月 25 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名、イニシャル及び 生年月日 ・生徒の氏名及びイニシャル ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 9 月 21 日午前 10 時 00 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 12 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月 4 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・病状に関する部分 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 4 月～12 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
文書 2 体罰に係る報告書 (平成 25 年 2 月 21 日付)	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 9 月 21 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 30 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月 5 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
文書 3 部活動指導中の 体罰及び体罰と 思われる行為に ついて (報告) (平成 25 年 2 月 7 日付)	^{かがみ} 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名 ・加害職員の所属、氏名、生年月日、所属が特定できる部分及び過去の処分歴 ・生徒の氏名、イニシャル、家族の状況及び進路の状況 ・発生場所 ・負傷の程度、診断内容及び病院名
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 4 非違行為報告書 の提出について (平成 25 年 2 月 4 日付)	^{かがみ} 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影

		<ul style="list-style-type: none"> ・校長の意見
文書 5 非違行為報告書の提出について (報告)(平成 25 年 3 月 8 日付)	<small>かがみ</small> 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・校長の所属、氏名及び印影 ・所属の電話番号及び FAX 番号
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名、生年月日及び所属が特定できる部分 ・生徒の氏名
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 6 体罰に係る報告書 全 82 件	体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 5 月 29 日午後 2 時 15 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月 7 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 7 月 12 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名及び家族の状況 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 2 月 4 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 2 月 5 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 6 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 1 月 4 日、発生場 所：本校体育館)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 8 月 7 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 5 月 29 日午後 1 時 10 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月 22 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月 26 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月 1 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 9 月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 10 月下旬午前 10 時頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 10 月下旬午後 1 時 30 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 2 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名及び家族の状況 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 1 月 23 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月 17 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 9 月 22 日午後 1 時 00 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 4 月 24 日午前 10 時 00 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月 25 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月 28 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名及びイニシャル ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 9 月 19 日午後 4 時 15 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 9 月 22 日午後 2 時 00 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月 3 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 10 月 19 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 10 月 22 日午 前 8 時 45 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24年10月22日午 後3時30分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24年12月6日午後 4時頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24年4月26日14 時05分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年11月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成25 年1月4日、発生場 所：小学校体育館)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・生徒の所属する学校名 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年10月13日又は 14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名、生年月日及び所 属が特定できる部分 ・生徒の氏名 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年7月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24年12月6日午後 4時15分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成25 年2月6日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24 年10月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月 12 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月 6 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 1 月 29 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の区分 ・生徒の氏名 ・作成者の職名及び氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月 21 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 9 月 17 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 4 月 26 日午後 4 時 30 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月 24 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 12 月 6 日午後 3 時 45 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月 10 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名及び所属する部活動名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月 19 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 3 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24年4月24日午後 4時45分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年4月25日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年11月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・負傷の程度及び診断内容 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24年9月28日16 時20分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年5月10日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24年12月5日午前 8時00分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年4月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24年9月28日午前 10時05分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年12月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・児童の氏名 ・負傷の程度及び診断内容 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年8月29日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年10月15日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月 9 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 9 月 28 日午後 7 時 5 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 9 月 19 日午後 2 時 15 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月 21 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 8 月 21 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 1 月 15 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 1 月 20 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月 25 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月 24 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 7 月 4 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 16 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 12 月 5 日 9 時 40 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月 17 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

	体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 1 月 25 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月 26 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月 31 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 1 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の区分 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
文書 7 非違行為に關する速報 (平成 24 年 4 月 24 日 付)		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・教頭の名目 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・病状に關する部分 ・休暇に關する部分
文書 8 教職員の非違行為について (報告) (平成 24 年 5 月 14 日付)	<small>かがみ</small> 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	非違行為について (報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の氏名及び印影 ・加害職員の所属
	教職員の非違行為について (報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・市町村教育委員会職員の氏名 ・病状に關する部分 ・休暇に關する部分
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 9 非違行為に關する速報 (平成 24 年 6 月 27 日 付)		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・教頭の氏名 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・診断内容
文書 10	<small>かがみ</small> 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号

教職員の非違行為について（報告）（平成 24 年 7 月 5 日付）		・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	非違行為について（報告）	・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会の印影 ・加害職員の所属
	教職員の非違行為について（報告）	・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・診断内容
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 11 非違行為に関する速報（平成 24 年 6 月 11 日付）		・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・教頭の氏名 ・生徒の氏名、生年月日及び家族の状況 ・診断内容 ・聞き取り内容
文書 12 教職員の非違行為について（報告）（平成 24 年 6 月 29 日付）	<small>かがみ</small> 鑑文	なし
	教職員の非違行為について（報告）	・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の氏名 ・市町村教育委員会の担当課、職員の氏名、電話番号及び FAX 番号
	非違行為について（報告）	・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所及び所在地 ・校長及び教頭の氏名 ・生徒の氏名 ・診断内容 ・聞き取り内容
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 13 非違行為に関する速報（平成 24		・加害職員の所属、氏名、生年月日及び所属が特定できる部分 ・校長、教頭及び関係職員の氏名

年 7 月 5 日付)		<ul style="list-style-type: none"> ・受信者の氏名 ・児童の氏名 ・休暇に関する部分
文書 14 教職員の非違行為について（報告）（平成 24 年 7 月 13 日付）	<small>かがみ</small> 鑑文	なし
	教職員の非違行為について（報告）（県教育委員会宛て送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の氏名 ・市町村教育委員会の担当課、職員の氏名、電話番号及び FAX 番号
	教職員の非違行為について（報告）（市町村教育委員会教育長宛て送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・校長の所属及び氏名
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名、生年月日及び所属が特定できる部分 ・校長、教頭及び関係職員の氏名 ・児童の氏名 ・休暇に関する部分
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 15 非違行為に関する速報（平成 24 年 7 月 10 日付）		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発信者及び受信者の氏名
文書 16 教員の非違行為に係る報告書の提出について（平成 24 年 7 月 23 日付）	<small>かがみ</small> 鑑文	なし
	非違行為報告書の提出について（提出）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の氏名 ・市町村教育委員会の職員の氏名、所在地、電話番号、FAX 番号及び E メールアドレス
	非違行為報告書の提出について	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の氏名 ・校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・校長、教頭及び関係職員の氏名 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称

		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会職員の氏名 ・児童の氏名 ・児童の保護者の勤務先の所在地 ・加害職員の反省内容 ・診断内容及び病院名
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 17 非違行為に関する速報（平成 24 年 6 月 25 日付）		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名、生年月日及び所属が特定できる部分 ・発信者の氏名 ・児童の氏名及び性別 ・聞き取り内容
文書 18 教職員の非違行為報告書について（送付）（平成 24 年 7 月 30 日付）	かがみ 鑑文	・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	職員の非違行為に係る報告について（提出）（西三河教育事務所長宛て送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・加害職員の所属及び氏名 ・市町村教育委員会の担当課及び電話番号
	職員の非違行為に係る報告について（提出）（県教育委員会教育長宛て送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の印影 ・加害職員の所属及び氏名 ・市町村教育委員会の担当課及び電話番号
	職員の非違行為に係る報告について（提出）（市町村教育委員会宛て送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員が所属する学校の市町村の名称及び電話番号 ・校長の所属及び氏名 ・加害職員の氏名 ・教頭の氏名
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名、生年月日及び所属が特定できる部分 ・児童の氏名及び家族の状況 ・聞き取り内容
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 19 非違行為に関する速報（平成 24 年 7 月 16 日付）		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発信者及び受信者の氏名 ・関係職員の所属及び氏名
文書 20	かがみ 鑑文	なし

教職員の非違行為について（報告）（平成 24 年 8 月 13 日付）	非違行為について（報告）（県教育委員会宛て送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・ 市町村教育委員会教育長の氏名 ・ 市町村教育委員会の担当課、職員の氏名、電話番号及び FAX 番号
	非違行為について（報告）（市町村教育委員会教育長宛て送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・ 校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成者の氏名及び印影 ・ 加害職員の所属、氏名、生年月日及び所属が特定できる部分 ・ 校長の氏名 ・ 関係職員の所属及び氏名 ・ 市町村教育委員会職員の氏名
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長の所属、氏名及び印影 ・ 校長の意見
文書 21 体罰行為に関する速報（平成 24 年 9 月 10 日付）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・ 発信者の所属及び氏名 ・ 関係職員の名字 ・ 生徒の氏名並びに保護者の氏名及び住所 ・ 病状に関する部分
文書 22 非違行為報告書の提出について（提出）（平成 24 年 10 月 11 日付）	<small>かがみ</small> 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称
	非違行為報告書等の提出について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・ 市町村教育委員会教育長の氏名 ・ 加害職員の所属及び氏名 ・ 市町村教育委員会の職員の氏名及び電話番号
	非違行為に係る書類の提出について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・ 市町村教育委員会教育長の氏名 ・ 校長の所属、氏名及び印影 ・ 所属の電話番号及び FAX 番号
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成者の氏名及び印影 ・ 加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・ 発生場所 ・ 関係職員の氏名 ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・ 市町村教育委員会教育長の名字 ・ 生徒の氏名

		<ul style="list-style-type: none"> ・負傷の程度 ・病状に関する部分
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び氏名 ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 23 非違行為に関する速報（平成 24 年 10 月 10 日付）		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発信者の所属及び氏名 ・発生場所 ・生徒の氏名
文書 24 教員の非違行為について（送付）（平成 24 年 11 月 26 日付）	かがみ 鑑文	・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	職員の非違行為について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の印影 ・市町村教育委員会の電話番号
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名及び負傷の程度
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の氏名 ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 25 非違行為に関する速報（平成 24 年 11 月 19 日付）		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名、生年月日及び前所属 ・発信者の所属及び氏名 ・生徒の氏名、住所及び生年月日 ・診断内容及び病院名
文書 26 非違行為報告書の提出について（提出）（平成 24 年 12 月 5 日付）	かがみ 鑑文	・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	非違行為の報告について（提出）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の氏名及び印影 ・加害職員の所属及び氏名
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・市町村教育委員会教育長の氏名 ・関係職員の氏名 ・生徒の氏名及び負傷の程度 ・診断内容及び病院名
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	・加害職員の所属及び氏名

		<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 27 非違行為に関する速報（平成 25 年 1 月 23 日付）		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発信者の所属及び氏名 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・発生場所 ・児童の氏名 ・個人の生活・学習の状況が分かる部分 ・報道機関の名称
文書 28 教員の非違行為について（送付）（平成 25 年 1 月 28 日付）	かがみ 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	職員の非違行為について（報告）（西三河教育事務所長宛て送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会の電話番号
	職員の非違行為について（報告）（県教育委員会宛て送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の印影 ・市町村教育委員会の電話番号
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・児童の氏名 ・報道機関の名称 ・聞き取り内容 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・個人の生活・学習の状況が分かる部分
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 29 非違行為に関する速報（平成 25 年 1 月 16 日付）		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発信者及び受信者の氏名 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・生徒の氏名及び住所並びに保護者の氏名
文書 30 非違行為報告書について（送付）（平成 25 年 1 月 30 日付）	かがみ 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	非違行為報告書について（提出）（西三河教育事務所長宛て送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会の担当課、職員の名 字、電話番号及び FAX 番号
	非違行為報告書について（提出）（県教育委員会宛て送付	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の氏名及び印影

	分)	・市町村教育委員会の担当課、職員の名 字、電話番号及びFAX番号
	非違行為報告書につ いて（提出）（市町 村教育委員会宛て送 付分）	・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・教頭及び関係職員の氏名 ・生徒の氏名
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	・加害職員の氏名 ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 31 非違行為に關す る速報（平成 25 年 2 月 13 日 付）		・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発信者の所属及び氏名 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・発生場所及び所在地
文書 32 教職員の非違行 為について（報 告）（平成 25 年 2 月 21 日付）	<small>かがみ</small> 鑑文	・加害職員の所属 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	非違行為報告書の提 出について	・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の氏名及び印影
	非違行為報告書	・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所及び所在地 ・生徒の氏名
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 33 非違行為に關す る速報（平成 25 年 2 月 18 日 付）		・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会職員の氏名
文書 34 教職員の非違行 為について（報 告）（平成 25 年 3 月 7 日付）	<small>かがみ</small> 鑑文	・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	非違行為について （報告）	・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会の印影 ・加害職員の所属

教職員の非違行為について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・ 校長の所属、氏名及び印影
非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成者の氏名及び印影 ・ 加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・ 生徒の氏名
被処分者の申立書	全て
校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長の所属、氏名及び印影 ・ 校長の意見

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.10.15	諮問（弁明書の写しを添付）
30.11. 2	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
31. 1. 29 (第566回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 3. 20 (第569回審査会)	審議
31. 4. 26	答申

答申第 894 号

諮問第 1567 号

件名：該当職員（被処分者）への事情聴取、聞きとりについて、記録、事情聴取のメモの不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 1 月 16 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 30 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 通知書にある事項「該当職員（被処分者）への事情聴取聞きとりについて、記録、事情聴取のメモ」については、事情聴取を行ったとのこと、総務課職員から直接確認している。記録等もとられたとのことである。請求人は、この聴取の記録、メモの全面開示を求める。
- (イ) この聴取が処分に大きく関係していることは明らかであり、請求人は知る権利があり、全面的に開示されることを求める。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 事情聴取に関する記録「メモ」について、処分に係る文書であり、原本は当然、処分決定判断のもととなったものであり、事実確認等において、組織的に機能したものであるから、公文書といえる。処分に関する資料は、記録、「メモ」と一緒に、整理保管がなされていることは、行政の職務、機能ということからすると義務であり当然のことである。処分の公正、公平等の確認のため、及び、不服申し立て等の法的対応に、対応するために必要なことである。
- (イ) もし、組織的に活用された文書がないということになったら、その

処分そのものが正確な対応であったのか、公正公平な処分であったのか、疑問をもたれることは明らかであり、法的対応に対して、行政の対応について、疑問をもたれることは、法的機関等の判断時に、処分庁にとって不利な判断がなされる可能性が大きいといわざるを得ない。

弁明書において、「聞き取り内容について記載されたメモを探索したが、やはり作成又は、取得していなかった。」とあることから、すると現在はないということである。探索したとあるから、なくしたということである。処分に関する、文書を紛失したとなると、処分の対象になるといえる。しかしながら、なくした職員の、処分や、注意等がなされたとは聞いていない。

弁明書に「追加調査、聞き取り等を行った上で」とあることについて、実際に聞き取りを行っていることは、審査請求人としても確認している。処分庁も自ら認めている。ということである。

弁明書にある通り、「事情聴取等の記録そのもの」の開示を求める旨の発言があった。とあることからすると、記録そのもの開示に関して、処分庁は開示をすることを求められているということで、対応をすることが義務であり職務であることは明らかである。

念のために述べるが近いものなら何でもいいということではないということを強調しておく。審査請求人の求めたものは、聞きとり、の記録である。

弁明書で、「記載された記録、メモと解した」とあるのに、不開示（不存在）決定とあるのは、どのように処分庁が解釈されたのか、審査請求人は理解に苦しむ。処分庁の判断については、正確な理解とはいいがたい。処分庁の開示そのものの、判断対応に誤りがあるということである。

行政は、まずは、請求内容の文書があるのかないのかを含め、特定する事であり、あるものは原則的に公開する事が職務であり職責である。

弁明書に「別途一部開示決定を行っている」とあるが、事情聴取の記録を開示しているということか、そうであるならそのように記載してもらいたい。聞き取り、事情聴取の内容がわかるものと、聞き取り、事情聴取の記録とは、別物であることを、明記しておく。

また他の件での、開示についてあえて持ち出される理由が理解し難い。あくまでも本件請求に関する、主張を展開をしてもらいたい。

弁明書に「聞き取った内容について個人的にメモを作成し」とあるが、個人的にとということが理解できない。職務行為として、聞き取り、記録をしているのではないかということを確認したいということである。

また、聞き取りにおいて、記録をする職員、及び、音声等の記録（レコーダーによる）がなされていないのか、なされていないのどのような理由からか確認したい。聞き取りをしている職員が、記録を取っているということなら、職務怠慢若しくは正確性に欠ける対応であるといえる。

弁明書に「組織的に用いるものとして管理することはない」とあるが、聞き取った内容は、組織的に、まったく用いることはないということなのか、そうであるなら、何のために聞き取りを行ったということなのか説明を求めたい。聞き取りをした職員の、職務行為ではなかったのか、「あり得ないでしょう」ということを述べたい。職員は、職務を行っていたということである。

職務行為として、聞き取りをして職務行為として記録をしていなかったら、問題であるといわざるを得ない。処分庁の、記録が作成されていない、組織的に用いていないというような主張は、行政行為としては無理があるといわざるを得ない。容認できないことであり、開示請求、知る権利を、不当に脅かすものである。

処分庁の（記録を）職務行為を、個人のものとする主張等、おかしい、誤りである。なくしたということなら、なくした経過の公表、と職員に対する、指導等の公表、がなされるべきである。防止に向けた取り組みの公表も含む。

聞き取りは（記録も含む）、組織の判断、決定のための文書であり、関係文書は組織的に用いられたことは処分が出ていることからすると、否定できないことである。

念のために、弁明書に「念のため A 職員からの聞き取り内容について記載されたメモを探索したが、やはり作成又は取得していなかった」とあることについて、聞き取りをしたといわれた職員に確認をしたときに、メモ（記録）は、されたということを複数でお聞きした。そのメモが作成、または取得していなかったということを、あえて主張される理由をお聞きしたい。

「事情聴取」、については、他の自治体では、黒塗り部分もあるが、開示されている。「知る権利」の保障、及び、問題解決という視点からも、公開されねばならないことは明らかである。処分庁が、不祥事に関する非違行為、もしくは処分に関する文書からは、事件の、「事象」だけしかわからない。

その背景、きっかけ、原因、（不祥事当事者職員に関する）が不明である。不祥事は、起こした職員に問題があったから、起きているという認識のない聞き取りをしても、問題の本質はわからないし、その後の対応も不十分であるといえる。その実例が、起きていることは、

処分庁も認識されているはずである。本当に「文書が存在しない」というような主張をされているということは、不祥事の取り組みをしないということを明言しているようなものであるということを知覚してもらいたい。早急に改めるべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 本件開示請求書には「A 教育事務所（作成）非違行為報告書（2017 年 3 月）について、もとに、処分に向けて、該当職員（被処分者）への事情聴取、聞きとりについて 記録 事情聴取のメモ等わかるもの」と記載されている。平成 29 年 3 月に県教育委員会 A 教育事務所（以下「A 教育事務所」という。）で作成された非違行為報告書は、同月 6 日付けで A 教育事務所長が同事務所に所属する特定の職員（以下「A 職員という。」）の非違行為について県教育委員会教育長へ報告した文書の 1 件のみである。そのため、本件請求内容は、当該非違行為に係る A 職員の処分に当たり、A 教育事務所又は県教育委員会が、A 職員に対し行った事情聴取及び聞き取り（以下「事情聴取等」という。）について、その内容が分かるものと考えられた。

イ A 職員に対する事情聴取等の内容が分かる文書としては、非違行為報告書と審査表が存在する。非違行為報告書は、発生した非違行為について、A 職員の所属が調査、聞き取り等を行い、その内容を集約して県教育委員会へ提出したものであり、A 職員の申立書、所属長の意見書が添付されている。審査表は、処分の審査に当たり県教育委員会が必要に応じて追加調査、聞き取り等を行った上で、県教育委員会の人事考査委員会の審査に係る内容について作成したものであり、事案の概要、人事考査委員会事務局の処分案、人事考査委員会の審査結果等が記載されている。

ウ しかし、審査請求人からは、本件開示請求に先立って、平成 29 年 10 月 13 日付け、同年 11 月 2 日付け及び同月 6 日付けで、A 職員への事情聴取の内容等に対する開示請求があり、県教育委員会は既にこの非違行為報告書及び審査表（以下「報告書等」という。）を対象行政文書として特定して一部開示決定を行い、審査請求人へ開示を実施していた。そのため、念のために県教育委員会総務課の職員が平成 30 年 1 月 17 日に審査請求人へ本件開示請求の趣旨を確認したところ、審査請求人からは「既に開示を受けた文書を含む「事情聴取等の内容が分かる文書」とともに、「事情聴取等の記録そのもの」の開示を求める」旨の発言があった。

エ 以上のことから、本件開示請求書に記載された請求内容は「①A 職員に対する事情聴取等の内容が分かる文書」及び「②報告書等に集約される前の、A 職員に対する事情聴取等の内容そのものが記載された記録やメモ」の 2 件であると解した。本件審査請求に係る不開示（不存在）決定は、②を本件請求対象文書と解して決定を行ったものである。なお、①については、別途一部開示決定を行っている。

(2) 本件請求対象文書の存否について

報告書等の作成に当たっては、非違行為を行った職員から聞き取りを行った者が備忘録として聞き取った内容について個人的にメモを作成し、自分の手元に置いておくということはあり得るが、そのメモはあくまで当該者の個人的便宜のために作成されたものであり、非違行為を行った職員から聞き取った内容は、報告書等に集約されることから、当該メモそのものを取得して組織的に用いるものとして管理することはない。

念のため、A 職員からの聞き取り内容について記載されたメモを探索したが、やはり作成又は取得していなかった。

よって、本件審査請求人が求める文書は存在しない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、A 職員に対する事情聴取等の内容そのものが記載された記録やメモと解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、非違行為を行った職員から聞き取りを行った者が備忘録として聞き取った内容について個人的にメモを作成し、自分の手元に置いておくということはあり得るが、そのメモはあくまで当該者の個人的便宜のために作成されたものであり、非違行為を行った職員から聞き取った内容は、報告書等に集約されることから、当該メモそのものを取得して組織的に用いるものとして管理することはないとのことである。また、当審査会において実施機関に確認したところ、本件非違行為については、A 職員の聞き取り内容についての記録やメモは作成されて

いないとのことである。

イ A 職員の処分に際しては、最終的に処分に必要な情報が集約された報告書等に基づき処分を検討していると解されることから、報告書等以外に A 職員に対する事情聴取等の内容そのものが記載された記録やメモが存在しないとしても、特段不自然、不合理な点があるとまではいえない。

ウ これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

A 教育事務所（作成）非違行為報告書（2017年3月）について、もとに、処分に向けて、該当職員（被処分者）への事情聴取、聞きとりについて 記録
事情聴取のメモ

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 7. 2	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 8. 8	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
31. 2. 22 (第568回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 3. 20 (第569回審査会)	審議
31. 4. 19 (第571回審査会)	審議
1. 5. 31	答申

答申第 895 号

諮問第 1571 号

件名：職員の不祥事について等の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）について不開示とした決定は、取り消すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 7 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 8 月 10 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

処分庁の、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由は、行政文書不開示決定通知書に記載されているが、審査表、速報、職員の「体罰」暴力及び不適切対応、について表題とする文書が示されていないので反論等ができない。処分庁が個人を識別するということを述べているが、具体的に職員の職務に関する部分があることは推測されるがそれ以上については、不開示文書については、処分庁に主張される通りであるか判断ができない。反論もできない。具体的には、書面の、作成されたもしくは、受け取られた日時、宛先、差出人、書面の形態、形式、様式等、文書の内容、開示できない部分があったとしても、処分庁の言い分を認めたとしても、その一部分は開示できる。本件不開示文書は、職員の指導・審査等につながった文書である。本当にあったのかどうか、明確にすべきである。一部分でも開示されるべき文書であるということである。もしくは全面的な黒塗り文書ではなく、わずかな部分については、開示という対応をすべきである、知る権利のための努力をすべきである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 弁明書において処分庁は「開示を求める理由が不明確であったため
釈明要求を行い」とあるが、不開示に対する、開示要求であれば、公
開原則に従えば、全面的な開示を求めていると理解した方が妥当であ
る。審査請求人の釈明に誤解等あれば再度、原則公開ということでの
判断を求めるものである。

そもそも、開示を求める、理由について、開示請求者が、処分庁か
ら理由について、答えを求められることはこれまでになかった。理由
を求められる事についての根拠、理由等を処分庁には求めたい、請求
人は知りたい。

(イ) 請求人が原則公開を、主張している理由は、処分庁には「知る権
利」を優先した、対応を求めるものであることを理解してもらいたい。
知りたいことを知ることは当然の権利である。

さらに云うならば、行政に関する、不祥事に関することも含め、事
実関係を知りたいということである。

請求人等、住民は、知る権利があり、行政には知らせる義務、責任
があるということである。

(ウ) 弁明書に記載してある、各事項（職名、氏名等）については、具体
的に記載してあることも、開示を求めるものであるが、少なくとも、
各事項については開示できるということである。

さらに、具体的に記載してある、内容について、黒塗りにするとい
うことなら、黒塗りにする理由を、具体的に説明することが、処分庁
には求められるということである。例えば、「個人の権利利益を害す
るおそれがある」というなら、どのような経緯、状況等で、個人の権
利を害するのか、どのような時に、おそれが現実（害することになる
のか）になるのか説明することが求められるということである。その
うで、不開示等の対応が処分庁は行えるということである。説明が
なく不開示にすることは不当違法であるということである。

(エ) 弁明書にある処分庁の、主張は、条例等の記載は、開示しないため
の言い訳に過ぎない、といわざるを得ない。

(オ) また、「おそれ」ということだけで、不開示にすることは、厳密な
根拠のない不開示理由であり、理由とは言えない。不開示そのものが、
不当、違法である。公正・中立ということにも反するということであ
る。

(カ) 弁明書の「処分前である人事上確定していない未成熟な状況」とい
うことについて、「おそれがある」ということは、処分前に、開示を
したら、おそれがあると心配しているということであるなら、処分が
確定したら、（本件も確定している）開示できるということである、
と理解する。

なお、おそれということは、処分庁は、そのように感じたら、行政行為の判断理由、として成り立つということを主張されていると解釈してもいいということなのか明らかにしてもらいたい。

- (キ) 本件審査請求時はともかくとして、現時点では、本件開示請求の内容の事案に関する処分は（職員の処分を指す）、なされていることからすると、審査会での決定は、開示してもよいということになる。

それとも再度開示請求をしたら開示されるということになる。そうであるなら早急に結論をお願いしたい。

- (ク) 弁明書で主張することは、「おそれ」についてであると解するが、報告書はあくまで、報告書であり、誤解、誤り等がある可能性もある。

開示請求人は、少しでも早く、事実関係を知りたいということで開示請求をしている。まずは、現在ある文書を開示してもらいたいということに尽きる。

少し、突き放した言い方かもしれないが、おそれについては、処分庁の、気分的ともいえる、理由であって、それが開示請求人に関係しているのか、不明であるが、開示請求人が、納得できる理由とはいいたい。極論すると、気分はまだ従う理由はないということである。

- (ケ) 弁明書の「社会通念上有意性が認められない」ということについて、具体的にどのようなことか説明を求めたい。請求人が理解できないことで、開示が認められないということは、あり得ないことといわざるを得ない。あってはいけないことである。明確な理由根拠を示さない、不開示はあり得ないことを認識してもらいたい。本件不開示は、不当違法であることは明らかである。

もしかしたら、常識外れ、というようなことを処分庁職員が述べているのではないかと、思う。もし、そうであるならそのように記載してもらいたい。この文書を作成した関係者に釈明を求めたい。

審査請求人は、軽くあしらわれたものであるといわざるを得ない。

社会通念上、（もしかしたら引用に誤りかもしれない）認められないことを請求しているということになる。

実際に見てみないことには判断できないこともある。今回のように全く見ていない文書に関して、有意性が認められないといわれても、具体的に反論ができにくい。しかしながら、以前、処分庁は、まったくの黒塗りから、表題を開示された記憶はないのか。もしかしたら当時は、審査制度が、現在と異なっていたことが関係していたのかもしれない。

記憶だが「表題が、明らかになった」ことがあったことをお伝えする。

- (コ) 再度、弁明書「処分日までに新たな事実が判明…」とあることに関

して処分が出たら、確定した段階で、請求をしたら開示するという
ことと理解していいということになる。決定書で、そのように答えても
らえたらよい。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

請求をした根拠は、確か新聞報道による記事を基にしたのではないか
なと思う。

さらに、現時点ではこれらは多分、処分等がもう終わっているという
ことである。処分等が終わると、再度報道等がなされているのではない
かなということが言える。

そして、もう一つは、請求時点で、報告書なり何らかの形での文書が、
教育行政庁に送付等をされているのではないかと考えられる。

何らかの形でこの関係する文書があったのではないかと思っている。
何もなくて、口頭で記者会見等、話をされることはあり得ないと思う。
何もなくて、聞かれて即答して、教育委員会等の見解というような発表
の仕方は、危うい対応だと思うので、そういうことはあり得なかったと
思う。

私が請求した時点で文書があったということを申し上げたので、行政
としてもどのような文書がそのときあるのか、メモを含めて、メモが開
示される対象であるとかないとかという論議は置いておいて、どうい
うものがあるのかという少なくとも項目・枠組み、それからどこが作成し
た等々については、明らかにできるのではないか。

まず、開示する、しないの以前に、文書の特定を明確にすること。そ
れから、その文書の作成者、ページ数、そういう細かいことも含めて明
らかにできる部分はあったのではないかと思うが、あるかないか回答す
るとそのことが問題であるということで、文書の所在さえ明らかにされ
ない場合もある。どういう文書があるのか、見せる・見せないは別とし
て、それを明らかにされることが、行政の責務ではないか。

行政庁の中にある文書は、行政だけのものでなくて、請求人を含めた
住民・県民のものであると認識をしている。そうしなければ、行政の、
処分庁の思いどおりに文書を扱って、明らかにしないということは、行
政庁による行政文書の独占、独占というよりも私物化とも言えると思
っている。

職員処分の途中経過だから見せないというようなことではなく、職員
の処分の途中経過の文書であろうとなかろうと、全部見せないというこ
とはあり得ない。何らかの形で何かを出せることが職務ではないか。何
らかの形で早めに出すことは、問題が残る、起きるというように考
えて出さないことは、情報操作をしているのではないか。情報操作がで

きる可能性が残るというところに、またいろいろ問題も派生するし、そういうことが住民の信頼を損なうことになるとも考える。

処分庁の処分中のものであるとか等々において、規制をしながら出されないということは、この情報公開法、「知る権利」の障害になっているということは明らかである。今回の件についても、処分途中だとか、明らかにすると今後職員が意見を言いにくくするというような理由付けで出されないことがあるので、そういうことを考えると、知る権利が相当侵されている。

知る権利に基づくと、処分庁にある文書は全て公開することが原則であるというふうに認識をしている。確かに仕事がやりにくいとか等々言うが、そういうことにおいてそれを優先させると、本当は知る権利は後回しになって、行政庁の職務が優先しているように錯覚すら起こることがある。そうではなく、あえて公開原則をまず前面に立てて、いろいろな情報の扱いになってもらいたい。

最高裁が 1991 年、根拠規定を示すだけでは不十分ということで、最高裁までいった事案について、確か請求者の請求を認めなさいというような判例が出たということが、報道によって明らかになっている。

処分庁の処分がこれから行われようとしているときに、生の情報に等しいものであるので、すんなり出してしまっても手際になっては困るということで出さないのではないかと。行政の内部においても重要な情報であるかもしれないが、見たい者にとっても、実際に早いうちに公開されて見たい。今回も請求してだいぶ経っているので、今明らかになっても正直なところ、仮に審査会で全面公開ということで今出してもらっても、もう年数から言えば下手すれば 2 年ぐらい経って見ることになるので、そういう意味では処分庁のいう処分の進行中だというような理由は、ほとんど請求者の権利を侵害する理由付けにしかならない、理由付けそのものが違法ではないか。

本来は作成される文書は全て公開対象になるし、公開されるものであるということが前提であるという認識を、行政には持ってもらいたい。

時代とともに文書の扱い、公開される内容というのは変化しているから、今回のような曖昧な理由、理由として納得できない理由で、公開請求をすると、他の県では開示されて愛知県ではされないというようなことになると、何度も審査請求をする可能性も出てくる。

今回の理由のような内容で非開示にすることは問題であるし、そのような文書作成をこれまで継続してきている行政に問題があるというふうに受け止められて、実際に開示を前向きに捉えてほしいなということを感じるし、審査会においても公開原則を元に審査をしていただけたらと思う。

開示請求というのは公開が原則である。不開示にするということはほとんど特例である。

やろうと思えばできる範囲があるはずなので、そのことを例えば「てにをは」のそういう言葉でも開示できる範囲はあるはずである。そのことを元にした開示が今回もできるはずなので、今回の不開示はあり得ないと考えて今回の審査会に請求したので、その観点に立った審査結果をお願いしたい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 釈明要求について

本件開示請求時には懲戒処分等が確定していないとして全てを不開示とした本件行政文書について、懲戒処分等が行われた後にあった別件開示請求においてその一部を開示しているものがあり、本件審査請求において開示を求める理由が不明確であったため、審査庁である県教育委員会から審査請求人に対して平成 29 年 12 月 7 日付けで釈明要求を行い、①現時点では職員に対する処分の事務が済んでおり、開示できる部分が増えているため、一部でも開示するように変更せよという趣旨なのか、あるいは②現状は関係なく、決定時に適用した上記開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由に対しての不服申立てであり、不開示情報該当性を争うという趣旨であるのか、について確認したところ、同月 8 日付けで審査請求人から回答があり、本件審査請求の理由は②であるとのことであったため、不開示情報該当性について述べる。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件開示請求日である平成 29 年 7 月 28 日までの間で、平成 29 年度に体罰（文書 1 から文書 3 まで）又は不適切な発言（文書 4）を行ったとされる職員の非違行為について県教育委員会が作成又は取得した次に掲げる文書であって、その全てを不開示としたものである。

ア 文書 1「職員の不祥事について（報告）（平成 29 年 6 月 12 日付）」

当該文書は、発生した非違行為について、非違行為を行ったとされる職員（以下「A 職員」という。）の所属校の校長が事実関係を調査し、その内容を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、県教育委員会に提出したものである。当該文書は、所属校報告文、非違行為報告書、A 職員の申立書及び校長の意見書から構成されており、所属校報告文には、日付、宛先、発信者等が、非違行為報告書には、作成者の職名、氏名及び印影、A 職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生の場所、概要、相手方の状況、事後措置等が記載されている。また、A 職員の申立書には、A 職員の氏名、申立て等

が、校長の意見書には、校長の氏名、意見等が記載されている。

イ 文書 2「審査表（平成 29 年 7 月 18 日付）」

当該文書は、処分の審査に当たり、県教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生日、発生場所、審査対象者の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、規律違反と認められる内容、人事考査委員会事務局の処分案、人事考査委員会の審査結果（所見）等が記載されている。

ウ 文書 3「教職員の人事について（平成 29 年 7 月 18 日付）」

当該文書は、県教育委員会において、A 職員及び校長の処分内容を決定するために起案したものである。

当該文書は、起案文及び案文から構成されており、起案文には、起案者氏名、題名、決裁者・承認者の印、伺い文等が記載されている。また、案文には、A 職員の所属、職名及び氏名、処分内容、処分理由、所属校の校長に対する通知等が記載されている。

エ 文書 4「非違行為に関する速報（平成 29 年 7 月 18 日付）」

当該文書は、発生した非違行為について、A 職員とは別の非違行為を行ったとされる職員（以下「B 職員」という。）の所属校の校長が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会が愛知県の教育事務所（以下「県教育事務所」という。）を經由し、県教育委員会に提出したものである。

当該文書には、B 職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、発信者、非違行為の内容等が記載されている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書には、A 職員及び B 職員の所属校名、氏名、生年月日等及び体罰の相手方の氏名、年齢等が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

それらの情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書口には該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書二にも該当しない。

また、A 職員及び B 職員は公務員であるが、処分についての情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、本件開示請求時は処分内容を検討している段階の情報であるため、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イにも該当しない。

以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号に該当する情報が記録されている。

(4) 条例第 7 条第 5 号該当性について

本件行政文書は、A 職員、B 職員、被害児童生徒、関係する職員等からの聞き取りの内容、A 職員の申立て、校長の意見、処分経過等（以下「聞き取り内容等」という。）が記載されており、処分を決定するための審議、検討又は協議に関する情報であることから、これを公にすることが前提になれば、関係者が開示されることを意識して発言するおそれがあり、これらの記録の形骸化が避けられなくなる。その結果、関係者の意見等が十分入手できなくなるおそれがあり、県教育委員会の審議及び検討に必要な情報が提供されないことにより、県教育委員会の公正・中立的な審議及び検討に支障を及ぼすおそれがある。

また、本件開示請求時において確定していない処分について、非違行為の内容が少しでも公にされると、事案の内容から関係者が特定される可能性があり、その場合、A 職員及び B 職員その他関係者が外部からの圧力や干渉を受けるおそれがあり、処分前にそのような事態が発生すれば、事実とは異なる発言等をするなど、正確に事実を把握することが困難となる。

さらに、内部での審議及び検討がまだ十分でない当該非違行為に関する情報が、処分前である人事上確定していない未成熟な状態で、少しでも公になると、県民や教育現場に無用な誤解や混乱を招くおそれがあり、外部からの圧力により本件事案の審議及び検討に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第 7 条第 5 号に該当する。

(5) 条例第 7 条第 6 号該当性について

本件行政文書は、聞き取り内容等が記載されており、職員の任命権者である県教育委員会による任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であって、これを公にすることが前提になれば、作成者である校長等が開示されることを意識した記述をせざるを得なくなり、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、被害児童生徒やその保護者からの聞き取り内容、事実経過をどの程度まで開示するのか、記者発表等でどの程度まで公表するかは被害児

童生徒側からの申出等を考慮する必要がある、公表する場合、その具体的な内容は処分が確定するまで定まっていない。そのため、本件開示請求時において確定していない処分内容について、一部でも開示することになれば、被害児童生徒や保護者からの信頼を裏切り、今後、事実把握のため正確な情報を入手することも困難となるおそれがある。

また、当該審議及び検討に関する情報が公になると、県教育委員会が公正・中立的な立場で審議及び検討を行うことが困難となり、県教育委員会が行う人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第 7 条第 6 号に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、本件審査請求書において、「表題とする文書が示されていないので反論等ができない。」と主張している。

しかし、文書の表題については、決定通知書の別紙「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄において記載している。

イ また、「具体的には、書面の、作成されたもしくは、受け取られた日時、宛先、差出人、書面の形態、形式、様式等、文書の内容、開示できない部分があったとしても、処分庁の言い分を認めたとしても、その一部分は開示できる。」、「一部分でも開示されるべき文書であるということである。もしくは全面的な黒塗り文書ではなく、わずかな部分については、開示という対応をすべきである、知る権利のための努力をされるべきである。」と主張している。

しかし、文書の発信者については、A 職員又は B 職員が特定されるおそれがある。

また、文書の日付については、行政文書の名称として決定通知書に記載しており、開示する有意性がない。さらに、文書の宛先、形態及び様式についても、社会通念上、有意性が認められるものではない。

その他の本件行政文書の内容については、処分日までに新たな事実が判明し、直前で処分内容を検討し直すことも考えられることから、本件開示請求時において確定していない処分について、少しでも非違行為の内容を公にすることになれば、当該職員又は被害児童生徒の不利益な情報を公にしてしまう可能性があり、個人の権利利益を害するおそれが十分にあり得るものであり、また、県教育委員会の審議及び検討に支障を及ぼすおそれがある。

ウ さらに、「本当にあったのかどうか、明確にすべきである。」と主張しているが、決定通知書においては、文書名を特定し記載しているため、

本当にあったのかどうかは決定通知書において確認することができる。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、体罰及び不適切な発言を行ったとされる教員である A 職員及び B 職員の非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した 4 件の文書であり、その構成及び記載内容は、前記 3(2)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、本件開示請求書が提出された時点において A 職員及び B 職員の処分が確定していなかったことから、本件行政文書が条例第 7 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号に該当するとして、本件行政文書のいずれについても全部を不開示としている。

(3) 不開示情報該当性の判断の時点について

ア 実施機関によれば、本件開示請求に係る教員の非違行為については、本件開示請求書が提出された平成 29 年 7 月 28 日時点においては県教育委員会における処分が確定しておらず、審議及び検討がまだ不十分な状態であったため、本件行政文書の全部を不開示としたとのことである。

しかし、当審査会において実施機関に確認したところ、本件不開示決定を行った同年 8 月 10 日時点においては、A 教員に係る処分が同月 2 日付けで既に行われていたとのことであり、実施機関が不開示情報の該当性について本件不開示決定時点ではなく、本件開示請求書が提出された時点で判断する理由はなかったものとする。

イ したがって、実施機関は本件不開示決定を取り消した上で、本件行政文書について改めて開示決定等をすべきである。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- 文書 1 職員の不祥事について(報告)(平成 29 年 6 月 12 日付)
- 文書 2 審査表(平成 29 年 7 月 18 日付)
- 文書 3 教職員の人事について(平成 29 年 7 月 18 日付)
- 文書 4 非違行為に関する速報(平成 29 年 7 月 18 日付)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 7. 25	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 8. 13	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
31. 3. 25 (第570回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 4. 23 (第572回審査会)	審議
1. 5. 31	答申

答申第 896 号

諮問第 1572 号

件名：交通反則切符等記載例（横断歩行者等妨害等）等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 4 月 18 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が同年 6 月 6 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。横断歩行者等妨害等違反は、横断しようとする歩行者の妨害であり、その定義は「横断する意思表示がある。」である。

歩行者が対向車線の歩道にいた「横断しようとする歩行者」であり、「前方」の定義を開示することで、物理的に法第 38 条第 1 項違反に該当するか否かの判断が出来る。

まさに黒塗りの部分が問題視される部分である。よって全部開示の審査請求をする。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

全部開示の審査請求をする。

処分庁は条例第 7 条第 4 号（交通法令違反の取締りに関する情報であって、公にすることにより、交通法令違反行為を容易にし、又は助長するなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。）及び同条第 6 号（公にすることにより、取締りを逃れることを容易にするなど将来における当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

ため。)の理由で不開示としているが、横断歩行者等妨害等違反の取締りは、歩行者に「横断しようとする意思表示があるか?」という「曖昧」な定義(歩行者(加害者)の意思は確認されていない。)によって、取締りが行われているのが現状である。

物理的な「進路の前方」の定義を開示することは、運転者が歩行者の安全を配慮しなければいけない「範囲(エリア)」が確認できるだけであり、処分庁が言う、「違反行為を容易にする」「助長する」「取締まりを逃れることを容易にする」とは違うと考えられる。

たとえば、この道路は法定速度 50 kmと決めた場合、「50 kmまでしか出せない。」「50 km以下で走らなければいけない。」と捉え方が違うように、「進路の前方」の定義を開示しても、「進路の前方 5m以内は歩行者の安全を確保する。」「進路の前方 5mに歩行者がいなければ徐行できる。」と捉え方が往々にして違うのと一緒である。

処分庁の言う「本件対象文書の不開示情報については「前方」の定義として法令等で明記されているものではなく、取締りの妥当性や違反行為の可罰性等を判断する上で考慮すべき情報が記載されており、…」は、まさに「定義」の根拠である。

「定義」とは「法令」で定める事ではなく取締りを行う上での基準であり、警察官の個人的判断で取締ることがないように統一化を図っているものである。

「定義」を公にすることは、当然なことであり、それにより「取締りを逃れる者等が現れる。」と言う発想はナンセンスである。

「進路の前方」の定義は、「歩行者の安全を確保できる距離(何m以内かは不開示部分)」であり、その範囲内では法令で「一時停止・通行妨害しない」が義務付けられている。それを無視した車両を警察官が法令違反で取締るだけのことであり、不開示部分を開示したからといって、処分庁が言う「交通法令違反行為を容易にし、又は助長するなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。」「公にすることにより、取締りを逃れることを容易にするなど将来における当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」には該当しない。

「法令」を順守しない車両を取締ることには、何ら変わらないのである。

法令違反を取締るのは当然なことであり、大いに結構なことである。しかし、取締る側が「青キップだからと安易になっていないか」「取締りのための取締りになっていないか」「大は小を兼ねる。(進路の前方 5mだけれども 7mでも検挙)(横断の意思表示がなくても検挙)」などにならぬよう、不開示部分を開示することは、権力(司法権)の適正な行

使に繋^{つな}がると考えるが如何^{いかが}だろうか。

ウ 平成 30 年 10 月 10 日付け反論書における主張

後記 3(2)の処分庁の平成 30 年 9 月 19 日付け反論書に対する審査請求人の同年 10 月 10 日付け反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

私が開示請求したのは、道路交通法第 38 条第 1 項に書かれている①「進路の前方」及び②「横断歩道を横断しようとする歩行者」の定義である。

処分庁が開示したのは、A横断歩行者等妨害等違反の交通取締り要領 H28. 8. 11 及びB交通反則切符等記載例（横断歩行者等妨害等）である。

そのなかに、黒塗りの不開示部分があり、その黒塗り部分が「進路の前方」の定義に該当し、「取締りの合法性の可否」の判断となる。

「横断歩道を横断しようとする歩行者」の定義は「〇〇等の横断する意思表示があるか否か」で判断するように書かれている。

「進路の前方」の定義だが、車両進行方向の左側の場合は、歩道で横断歩道に向かって横断しようとしている時と、車両進行方向の右側の場合は、歩行者の進行方向〇〇にいる歩行者と書かれている。

横断歩道は、道路によって距離がまちまちである。

開示文書の「車両等と歩行者等との安全間隔〇〇」も前方の定義と考えられる。

また、処分庁の反論書には矛盾点がある。

「本件開示請求を受けた行政文書は、道路交通法第 38 条第 1 項に示す進路前方の定義について、その状況等をわかりやすく図示等したものである。」

この文言は、開示請求した「進路前方の定義」をわかりやすく図示等したものと言っている。つまり、この図示は前方の定義なのである。

「請求人は、不開示部分が進路の前方の定義である旨主張するが、取締りの妥当性や違反行為の可罰性等を判断する上で考慮すべき情報を記載したもので、当該情報に合致しないからといって必ずしも違反に該当しないというものではない。」

この文言は、一旦、「進路の前方の定義」をわかりやすく図示等したものと認めながら、今度は、「取締りの妥当性や違反行為の可罰性等を判断する上で考慮すべき情報（?）」だと言い、「その情報（?）」に合致しなくとも違反に該当するケースもある。」と言っている。

「定義」が「情報」と言う言葉にすり替わっている。

「定義」がなければ、取締りに差異が生じる可能性がある。だから「定義」を決めるのである。ただし、「定義（基準）」が全てではなく「例外」はあると示せば良いだけなのである。

処分庁に的確とは言いがたい「反論」をされると、論点が狂わされる。とても曖昧な文章である。

不開示部分は処分庁で決めたことである。

「そのため、当該情報が公になった場合、交通違反に該当する行為であっても、当該情報に合致しないから、取締りを受けるおそれはないなどと誤解を与え、」

この文章も良くわからない。

交通違反に該当する行為が、取締り実施要領の違反の「定義」に合致しない訳がない。

仮にあったとしても、審査会の委員に、具体的な事例をあげて説明すべきである。処分庁に的確とは言いがたい「反論」をされると、論点が狂わされる。

「また、不開示とした情報を違反者が知り得た場合、取調べ等において処分を免れるため虚偽の供述等がなされれば捜査に支障を及ぼすこととなる。」

この文章も良くわからない。

少なくとも違反切符を切る際には、警察官は違反行為を現認しているので、告知票と略図を作成している。(処分庁は、記載例を示している。)

これは、警察サイドの考え方であり、情報公開の現代とはマッチしていない。

また、警察官が全て正しいとは限らない。

捜査に支障を及ぼすとは、どんな捜査なのか？審査会の委員に、具体的な事例をあげて説明すべきである。

今回の処分庁による反論書に対する反論は、全く意味がない。

横断歩道での交通事故をなくすためには、ドライバー並びに歩行者への法令の「周知啓発」と、違反車両の「取締り」なのである。

3 処分庁の主張要旨

(1) 処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

ア 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

イ 審査請求の理由に対する認否

「審査請求に係る処分のうち、不開示とした部分の開示を求める。」について争う。

ウ 本件処分の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 行政文書開示請求の受理

処分庁は、平成 30 年 4 月 23 日、愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センターに対して審査請求人が送付した、「道路交通法第 38 条第 1 項に書かれている①「進路の前方」及び②「横断歩道を横断しようとする歩行者」の各定義が分かるもの（請求日現在、警察本部交通指導課で管理するもの）」を対象とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

b 対象文書の調査

本件開示請求は、道路交通法第 38 条（横断歩道等における歩行者等の優先）第 1 項に書かれている条文の中で、「進路の前方」及び「横断歩道を横断しようとする歩行者」についてそれぞれの定義が分かる行政文書の開示を求めるものである。

本件開示請求を受け、愛知県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）において調査したところ、その対象となり得る行政文書 2 件の存在を確認した。

c 決定期間の延長

本件開示請求に係る調査の過程で、本件の対象となり得る行政文書の枚数が多いこと及びゴールデンウィーク等祝日が重なったことにより、条例第 12 条に定める決定期間（開示請求があった日から起算して 15 日以内）にそのすべてについて開示決定等を行うことが事務処理上困難であると認められた。

そのため、条例第 12 条第 2 項に規定する開示決定等の期限を延長するとの判断の上、開示決定等を行う期限を平成 30 年 6 月 6 日とする決定期間延長通知書（平成 30 年 5 月 7 日付け、交指発第 1875 号）を審査請求人に通知した。

d 本件対象文書の特定と一部開示決定

調査の結果、本件開示請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した上で、条例第 7 条第 4 号及び第 6 号に該当する部分を不開示情報と判断し、行政文書一部開示決定通知書（平成 30 年 6 月 6 日付け、交指発第 2369 号）により審査請求人に通知した。

(イ) 本件処分の理由

a 本件対象文書について

(a) 交通反則切符等記載例（横断歩行者等妨害等）

警察は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする道路交通法に規定する各反則行為の取締りを実施しており、交通違反の取締りに際して、反則者があると認めるときは、速やかに、反則行為となるべき事実の要旨及び当該反則行為が属

する反則行為の種別並びにその者が通告を受けるための出頭の期日及び場所を書面で告知するものとするとしている。

本件対象文書は同法第 38 条（横断歩道等における歩行者等の優先）に規定された反則行為の取締り時において警察官が作成する交通反則切符の記載要領に関する行政文書である。

- (b) 横断歩行者等妨害等違反の交通指導取締り要領（平成 28 年 11 月付けのもの）

愛知県においては、15 年連続で交通死亡事故が全国ワーストとなるなど、効果的な交通死亡事故抑止対策の推進が求められるなか、特に歩行者が被害者となる交通事故は重大事故になる可能性が高く、平成 29 年においても歩行者の死者が 83 人、そのうち 26 人が最も守られるべき横断歩道横断中の交通事故により死亡している。

このような状況を踏まえ、愛知県警察では平成 26 年ころから横断歩行者等妨害等違反の指導取締りを特に強化しており、同文書は交通街頭活動に従事する警察官に対する取締りの必要性と適正な取締りに関する教養を行うための行政文書である。

- b 条例における不開示情報の規定

条例第 7 条では、開示請求に係る行政文書のうち、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として定めている。

本件対象文書に含まれる不開示情報は、次のとおりである。

- (a) 条例第 7 条第 4 号

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (b) 条例第 7 条第 6 号

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもののうち、イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報

- c 本件対象文書の不開示情報について

本件対象文書は、いずれも交通指導取締りに従事する現場警察官に対する教養資料で、その内容には横断歩行者等妨害等違反の取締

りを適正に行うために取締りの妥当性や違反行為の可罰性等を判断する上で考慮すべき情報が含まれているものである。

これらの情報を公にすることにより、交通法令違反行為を容易にしたり、助長するおそれがあり、また、処分を逃れる目的で虚偽の供述や実況見分における指示説明がなされることにより、交通指導取締り業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

横断歩行者等妨害等違反は、法により保護されている横断歩道を横断する歩行者の安全を脅かす行為であり、取締りに関する情報が公になることにより、当該違反を助長等すれば公益に多大な損害を受けることになる。

なお、一般的に交通違反に係る手続きについては、いわゆる交通反則通告制度に基づきなされており、交通反則通告制度は、車両等の運転者がした違反行為のうち、比較的軽微であって、現認、明白、定型的なものを反則行為とし、反則行為をした者（一定の者を除く）に対しては、行政上の手続きとして警察本部長が定額の反則金の納付を通告し、その通告を受けた者が反則金を任意に納付したときは、その反則行為に係る事件について公訴が提起されず、一定期間内に反則金を納付しなかったときは、本来の刑事手続が進行することを内容としたものである。

そのため、交通反則通告制度に基づく一連の手続きは、行政機関としての警察本部長が行う行政手続となる。

以上の理由から、条例第 7 条第 4 号及び第 6 号に基づき、本件対象文書の一部を不開示としたものである。

(ウ) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は「前方」の定義を開示することで、物理的に法第 38 条第 1 項違反に該当するか否かの判断が出来る。」という理由を提示している。

しかしながら、本件対象文書の不開示情報については「前方」の定義として法令等で明記されているものではなく、取締りの妥当性や違反行為の可罰性等を判断する上で考慮すべき情報が記載されており、これを公にした場合、将来的な交通指導取締り業務に支障を及ぼす蓋然性が認められるもので、条例第 7 条第 4 号及び第 6 号に基づいて捜査等情報として不開示とするための「相当の理由」を具備していることは明らかであり、その判断には何らの不当性も非合理性もない。

したがって、本件審査請求における審査請求人の主張は失当であり、到底許容できるものではない。

エ 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われており、審査請求人の主張は

理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

- (2) 審査請求人の反論書に対する処分庁の平成 30 年 9 月 19 日付け反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求を受けた行政文書は、道路交通法第 38 条第 1 項に示す進路前方の定義について、その状況等をわかりやすく図示等したものである。

審査請求人は、不開示部分が進路の前方の定義である旨主張するが、取締りの妥当性や違反行為の可罰性等を判断する上で考慮すべき情報を記載したもので、当該情報に合致しないからといって必ずしも違反に該当しないというものではない。

そのため、当該情報が公になった場合、交通違反に該当する行為であっても、当該情報に合致しないから、取締りを受けるおそれはないなどと誤解を与え、遵法意識や法秩序の維持に影響を与えるおそれがあるほか、横断歩行者等の危険を招くおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、不開示とした情報を違反者が知り得た場合、取調べ等において処分を免れるため虚偽の供述等がなされれば捜査に支障を及ぼすこととなる。

さらに「進路の前方の定義が明白になれば、この取締りが物理的に「合法」か「不合法」かの判断が可能となる」としているが、本件対象文書の不開示情報は、取締りの妥当性や違反行為の可罰性等を判断する上で考慮すべき情報であり、すでに行われた取締りの事実が何ら変わるものではない。

その他、審査請求人は^{るる}縷々主張するが、いずれの主張も本件処分を覆す理由とはなり得ず審査請求人の主張に理由はない。

4 審査会の判断

- (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

- (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、道路交通法第 38 条及び第 38 条の 2 の規定の違反となる横断歩行者等妨害等について取締りに従事する警察官を対象として取締りの要領が記載された 2 件の文書である。

処分庁は、本件不開示部分を条例第 7 条第 4 号及び第 6 号に該当すると
して不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 4 号該当性について

ア 条例第 7 条第 4 号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公に
することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行そ
の他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関
が認めるにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不
開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、本件不開示部分の同号該当性について、実施機
関が認めるにつき相当の理由があるか否かを、以下検討する。

イ 処分庁によれば、本件不開示部分には、横断歩行者等妨害等違反の取
締りを行う上で考慮すべき情報が記載されているとのことである。また、
当該情報は、取締りを行う上で考慮すべき情報ではあるものの、当該情
報に合致しないことが必ずしも違反に該当しないというものではないと
のことである。

処分庁が不開示とした本件不開示部分を明らかにすると、道路交通法
その他の法令等で明記されていない取締りを行う上での情報が判明し、
当該情報が公になると、当該情報に合致しないから取締りを受けること
はないと誤解を与え、交通法令違反行為を容易にしたり、助長したりす
るおそれがあり、その結果、横断歩行者等の危険を招くおそれがあるな
ど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
また、取締りの対象となった者が取締りから逃れるために虚偽の供述を
したり、当該情報に合致しないから違法ではないなどと主張したりする
おそれがあると認められる。

よって、本件不開示部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧
等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認
めるにつき相当の理由があると認められ、条例第 7 条第 4 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公
共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよ
う適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中
には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に
支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録さ
れた行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、本件不開示部分が同号に該当するか否かを、以
下検討する。

イ 処分庁によれば、一般的に交通違反に係る手続については、いわゆる

交通反則通告制度に基づきなされており、当該制度は反則行為をした者に対しては、行政上の手続として行政機関としての警察本部長が定額の反則金の納付を通告し、その通告を受けた者が反則金を任意に納付する制度であるとのことである。

前記(3)イで述べたとおり、本件不開示部分を公にすると、道路交通法その他の法令等で明記されていない取締りを行う上での情報が判明し、当該情報が公になると、取締りの対象となった者が取締りから逃れるために虚偽の供述をしたり、当該情報に合致しないから違法ではないなどと主張したりすることにより、反則金を任意に納付をしなくなるおそれが高まり、その結果、交通反則通告制度に基づく事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件不開示部分は、条例第7条第6号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件不開示部分の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであるから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 処分庁が開示しないこととした部分
<p>文書 1 交通反則切符等記載例 (横断歩行者等妨害等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 38 条第 1 項違反の取締要領のうち「略図記載例①」の一部 ・「「横断歩道等を横断中の歩行者等が現にいる」場合の取締りポイント 1 取締りの着眼点」の一部 ・法第 38 条第 3 項違反の取締要領のうち「1 取締りの着眼点」の一部
<p>文書 2 横断歩行者等妨害等違反の交通指導取締り要領 (平成 28 年 11 月付けのもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「1「横断中」の場合」のうち図表の一部 ・「横断歩道等を「横断中の歩行者等がいる」場合の取締りポイント ポイント④」の一部 ・「2「横断しようとしている時」の場合」のうちの一部 ・「横断歩道等を「横断しようとする歩行者等がいる」場合の取締りポイント ⑥」の一部 ・「略図記載例 (横断しようとする歩行者がいる時)」の一部

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 7. 30	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 8. 28	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
30. 10. 4	処分庁からの平成 30 年 9 月 19 日付け反論書の写しを審査庁から受理
30. 10. 19	審査請求人からの平成 30 年 10 月 10 日付け反論書の写しを審査庁から受理
31. 1. 18 (第 565 回審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 4. 23 (第 572 回審査会)	審議
1. 5. 31	答申

答申第 897 号

諮問第 1576 号

件名：特定の産廃処分場跡地に埋設されている産廃物について、その排出者と内容、排出量、種類、深さ等がわかる文章のすべての不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 2 月 13 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 27 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。本件不開示決定は、廃棄済みである客観的根拠と証拠がなく、違法な処分であるから取り消されるべきである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 実施機関は、本件処分業者から提出された「産業廃棄物の処分実績報告書（規則報告書）及び産業廃棄物処分実績報告書（細則報告書）、産業廃棄物管理票交付等状況報告書については存在したことを認めている。

(イ) 実施機関は、その保存期間を 5 年として、平成 13 年度までに提出されたもので、保存期間を平成 18 年度末で終了としたため廃棄したと述べている。

しかし、当該跡地はその稼働時から汚水処理が行われ^{わた}ないなどの問題があり、A 社は、県から頻繁に指導を受け、再三に亘り改善勧告も受けている処分場であった。操業当時から廃棄物の適正処理がなされていないのは明らかだったのである。現に、当該処分場については、

平成 13 年また 19 年以降も現在に至るまで、県は継続して周辺水路の水質調査等を行っている。

適正処理が行われていない最終処分場は、適正処理が行われている最終処分場と同列にデータ・資料の類を廃棄してはならないはずである。

資源循環推進課では、関係書類を搜索したというが、未だ書庫のどこかに存在するのではないか。あるいは、監視業務を担当している県民事務所に存在するのではないか。昨今、国においても、廃棄したといわれていた文書が発見されることが度々あることからして、再度の搜索を求めるものである。

(ウ) また、申立人が求めた文書は、実施機関によって上記のように特定されているが、関連する文書はまったく何もないのか、何もなかったのかについて搜索を求めるものである。

(エ) さらに、県は、埋立処分終了届が提出されていないことから、当該地については埋立処分が終了していないことを承知している。同届が提出されず、廃止が終わっていない以上、県には当該跡地を監督する責任があることは明らかである。

(オ) 適正処理がなされていない最終処分場に対して、管理監督する県は、監視業務を継続しつつ、何が運び込まれたのか等、最終処分場の内容を把握しておく責務がある。こうした最終処分場から有害物質が漏れ出す等の事故が生じた場合、行政代執行を含めた有効な対策を施すには、県は、廃棄物の排出者、また、何が、どれだけ運び込まれたのかについて内容を把握していなければならない。しかし、保管年限を過ぎたという理由だけで廃棄したというならば、その責務を果たしているとは到底言えない。

これは単に文書管理の問題ではなく、廃棄物と処分場の管理監督責任をまっとうできているかどうか問われるものである。

愛知県内処分場にかかる文書については、市民団体「ダイオキシン・処分場跡地問題 愛知ネットワーク」からも、軽易なものとして扱わず、問題が解決しない間は保管し続けるよう申入れがなされている。

本件最終処分場に係る関係書類を、もし、県が廃棄してしまっているとすれば、それは明らかな怠慢であり、住民、県民に対する背信行為である。県は、そのようなことをしてはならないし、する筈はない。

(カ) 産業廃棄物の許認可権限を持つ県は、放置した最終処分場について周辺環境に影響が認められた場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の規定に基づき、行政代執行を行わなければならない筈である。この場合、代執行に要した費用を、産業廃棄物の排出者などに

請求することとなるが、関係文書が廃棄され排出者が分からない場合、請求が不可能となる。このような事態を想定すれば、おのずと、関係文書は問題が解決するまで保存されるべきである。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

A 社が埋め立てた書類が一切もう廃棄してないという、ちょっと腑に落ちない。

これは完全に適正に管理されている処分場ならばそれでいいと思うが、まだ埋め立て終了もされてないし、そういう届けも出されてない。途中でA社が愛知県から処分取消しで、それ以降もう何もされてない。

平成 15 年頃からもう排水処理は一切されてないという実態もある。再三にわたり、県から改善命令が出されていたが、何にもされてないというのが実態であり、それ以後今日に至るまで、県で水質検査は一応してもらっているが、それ以外は一切されてない。

そういう状態の中で、跡地の中に何が埋まっているのかというものについては内容がさっぱり分からなくて、再三再四情報開示のお願いをしたが、もう廃棄されてないという答えを受けている。

それはそれで、県の決まりで仕方ないかと思うが、私たち地元住民にとってみれば、いったい何がどのぐらい入っているんだろう、深さがどんなものだろうと、内容がさっぱり分からない。そこへ持ってきて、あそこの土地は液状化の土地である。南海トラフ等の地震がくれば、当然今の状態のままだと液状化の状態になると、ゴミがそこら中散乱する。

三河湾はあさり始め、いろんな魚介類、たくさんの物も今漁師が仕事にいそしんでおると、そういう状態のところである。

そういった中で、先ほど言ったようなことが起きると、近辺の住民は、当然ながらもそこに住めなくなる。150メートルそばに中学校がある。中学校ももう閉鎖せざるを得なくなる状態になる。三河湾に出てしまえば、当然ながら三河湾中のいろんなところまで全て影響するというのが実態である。

市とも、今の跡地をなんとか漏れないように、あるいは散乱しないようにということで、いろんな対策を議論しながらやっている。何が埋まっているのか、どこがどのぐらい何を入れたのか何にも分からない。これでは合点がいかない。

書類が全くないということは、余りにも県は無責任過ぎないかなというのが今日の一番の言いたい主眼である。

今後もこのままずっと水質検査やっていけば大丈夫だよというふうに県は言うが、事が起きてからだともう全て地区は全滅である。この状態にもしなったときに、誰が責任を取ってくれるのかということが一番の

問題ではないか。再三、県の環境部とも折衝はしたが、答えは事が、何か問題が起きない限りは県は何もしません、しばらくの間、水質検査を続けます、これだけの一辺倒である。

書類はあったことは事実だということは一応県も認めているのでそれは分かるが、保存期間が 5 年ということで、もう 13 年度までの分は既に、平成 18 年度末でもう廃棄しちゃってないというような答えをいただいている。書類がどこかにないかなと再三再四出したが、捨てちゃってないという一点張りでここまできている。その辺についてどうお考えなのか、審査していただければいい。

今後、解決していく方向についても何も書類がなければ、対策のしようがない、相談のしようがないというのが実態であり、審査していただければと思っている。

埋立ては完全に処分終了していないし、県には跡地を監督する責任があることは、明白である。万が一中途半端に埋めた、覆土もまともにされてない跡地が何かあったときに、有害物質が出たとき、あるいは南海トラフ地震でゴミが散乱したときに、本当に住めなくなるのが実態ではないかなと真剣に今考えている。

県は私が聞いた限りでは業者は取消しになったと、その時点でもう県には責任がないという言い方をする。これは単なる言い逃れに過ぎない。法律が施行されている間は県に責任があるけども、法律の施行停止と同時に県には責任がないという。そんな無責任なことを言うんだったら何で許可するんだと。だから、最初から許可しなければこういう問題が起きないのに、そういう問題が起きてから取り消してから、後は県には責任がない、知らない、と、こういうことを言われては、どう考えても腑に落ちない。誰も納得する人はいない。だから、その辺も考えて、何とか対策をしないとイケないということもあって、今回この書類を情報開示してくれということで出した。ただ、それについて廃棄してありませんと、何という冷たい言葉かなというようなことを今思っている。

どちらにしてもこの、まだ埋立てが完全に終了していない、あるいは水処理が完全に終了してない処分場に対しての書類が既にもう、愛知県の条例で 5 年間という期間で捨ててしまいました、ありませんと、到底納得できない。完全に適正処理されているものなら捨ててもらっても構わないと思うが、中途半端で何も終わってない処分場に対しての資料を一切廃棄しましたでは、納得がいかない。そういったことで、問題が解決するまで、文書というのは保存されるべきだと思うし、またそれが普通ではないか。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

開示請求の内容のうち、「昭和 61 年度から平成 13 年度まで」は、A 社が設置した産業廃棄物最終処分場（以下「本件処分場」という。）への産業廃棄物の搬入が平成 12 年 4 月末で終了していることを鑑みると、産業廃棄物を処分した年度ではなく、産業廃棄物の処分に関し文書が作成又は取得された年度を表していると解される。

以上により、本件請求対象文書は、昭和 61 年度から平成 13 年度までの間に作成又は取得した文書のうち、A 社が本件処分場で産業廃棄物の処分をしたことに関して、排出者と内容、排出量、種類、深さ等が分かる文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア A 社が本件処分場で産業廃棄物の処分をしたことに関して、排出者と内容、排出量、種類、深さ等が分かる文書としては、次のイからエまでに掲げるものがあり得るので、それぞれの存否について述べる。

イ 産業廃棄物の処分実績報告書及び産業廃棄物処分実績報告書について

(ア) 平成 12 年厚生省令第 101 号による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 14 条第 5 項では、産業廃棄物処分業者は、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における産業廃棄物の処分に関し、産業廃棄物の種類ごとに、委託者の氏名又は名称及び委託者ごとの受託量、処分場所及び処分方法ごとの処分量等を記載した産業廃棄物の処分実績報告書（以下「規則報告書」という。）を知事に提出することとされていた。

(イ) 平成 12 年 10 月 1 日に施行された平成 12 年厚生省令第 101 号により同令による改正前の規則第 14 条第 5 項の規定は削除されたが、知事が定める規則である廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和 52 年愛知県規則第 9 号）に第 2 条の 2 第 4 項（当時。現在は第 10 条第 3 項）の規定が追加され、産業廃棄物処分業者は、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における産業廃棄物の処分に関し、産業廃棄物処分実績報告書（以下「細則報告書」という。規則報告書と併せて以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならないこととなった。

細則報告書には、産業廃棄物の種類、委託者の所在地コード、処分の内容（処分場所の市町村名、処分方法、処分量等）等を記載することとなっている。

(ウ) A 社から提出された実績報告書は、愛知県環境部資源循環推進課（当時。以下「資源循環推進課」という。）（平成 4 年度以前の環境

整備課及び平成 5 年度から平成 17 年度までの廃棄物対策課を含む。)において保管されていたが、その保存期間(平成 12 年度までは「保存年限」とされていた。)は 5 年であることから、最も新しい平成 13 年度に提出されたものであっても、保存期間が平成 18 年度末で終了しているため、既に廃棄されている。

なお、愛知県行政文書管理規程(平成 16 年愛知県訓令第 4 号)第 60 条第 2 項では、「行政文書の保存期間は、別表に定める行政文書保存期間区分基準に基づき主務課長が定めるものとする。」とされている(平成 12 年度まで適用されていた旧愛知県文書管理規程(昭和 49 年愛知県訓令第 11 号)においても同様の規定が定められていた。)。実績報告書は知事の許可を受けた産業廃棄物処分業者の産業廃棄物の処分という業務の実績を報告する文書であり、愛知県行政文書管理規程別表のうち 5 年保存である「認可法人の業務の実績報告書」に類似するもの(旧愛知県文書管理規程では「その他 5 年保存を必要とするもの」に該当するもの)と考えられることから、実績報告書の保存期間を 5 年と定めたものである。

念のため、資源循環推進課において、A 社から提出された実績報告書を探索したが、存在しなかった。

ウ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度においては、現在は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 12 条の 3 第 7 項の規定により、産業廃棄物を生ずる事業者(以下「排出事業者」という。)は産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に交付することとなる産業廃棄物管理票に関する報告書を知事に提出することとされており、当該報告書については規則第 8 条の 27 及び様式第 3 号で産業廃棄物管理票交付等状況報告書(以下「マニフェスト報告書」という。)として定められており、産業廃棄物の種類及び排出量、処分受託者の名称及び住所等を記載し、毎年 6 月 30 日までに提出することとなっている。

この規定は、平成 3 年の法改正で追加されたものであるが、当初は特別管理産業廃棄物についての規定であった。本件処分場は、特別管理産業廃棄物処理業の許可を有していないため、特別管理産業廃棄物が処分されることはなく、本件処分場に関するマニフェスト報告書が提出されることはなかった。

その後、平成 9 年の法改正により、平成 10 年 12 月から産業廃棄物管理票制度は全ての産業廃棄物に拡大されたため、平成 11 年度以降、全ての産業廃棄物の排出事業者においても、マニフェスト報告書を知事に提出することとなった。具体的には、最初の提出については平成 11 年 6

月 30 日までに平成 10 年 12 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日までの産業廃棄物管理票の交付等の状況について、その後は毎年 6 月 30 日までにその年の 3 月 31 日以前の 1 年間における産業廃棄物管理票の交付等の状況について提出することとされた。

その後、平成 12 年の法改正により、産業廃棄物管理票制度が見直され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 12 年厚生省令第 115 号。以下「12 年改正省令」という。）附則第 2 条で、当分の間は規則第 8 条の 27 の規定を適用しないこととされ、知事への報告書の提出の規定は適用が猶予されることとなった。

その後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 18 年環境省令第 23 号）により様式第 3 号が改められるとともに、12 年改正省令附則第 2 条の「当分の間」が「平成 20 年 4 月 1 日までは」に改められ、その後は規則第 8 条の 27 の規定が適用されることとなって、現在に至っている。

以上により、本件請求対象文書に係る期間のうち、平成 11 年度及び平成 12 年度に排出事業者から提出されたマニフェスト報告書には、処分受託者として A 社が記載された文書が存在したものと考えられる。

しかしながら、現時点におけるマニフェスト報告書の保存期間が 5 年であることから、平成 12 年度に提出されたものであっても、保存期間は平成 17 年度末で終了しているため、既に廃棄されている。

念のため、資源循環推進課において、A 社が記載されたマニフェスト報告書を探索したが、存在しなかった。

エ 産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書及び最終処分場の届出台帳について

(ア) 法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する法第 9 条第 4 項の規定では、産業廃棄物処理施設の設置者は当該産業廃棄物処理施設が産業廃棄物の最終処分場である場合において当該最終処分場に係る埋立処分が終了したときは、知事に届け出なければならないとされており、当該届出が提出されたときは、知事は、法第 19 条の 12 第 1 項の規定により最終処分場の届出台帳を調製することとなっている。

当該届出及び届出台帳には、埋め立てた廃棄物の種類及び量、埋立ての深さ、覆土の厚さ等を記載することとされている。

(イ) しかし、本件処分場は産業廃棄物の搬入は終了しているものの、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 6 条第 1 項第 3 号で引用する同令第 3 条第 3 号ホの埋立処分を終了する場合に必要な覆土が完了しておらず、埋立処分の終了に必要な要件が満たされていないことから、産業廃棄物の最終処分場の埋立処分

終了届出書は提出されておらず、最終処分場の届出台帳（埋立処分終了届出書と併せて、以下「埋立処分終了届出書等」という。）の調製もしていない。

オ 本件処分場における産業廃棄物の処分に関して排出者と内容、排出量、種類、深さ等が分かる文書は、実績報告書、マニフェスト報告書及び埋立処分終了届出書等以外に、知事に提出することとされているものは存在しない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件開示請求書の「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄には、本件処分場について「昭和 61 年度から平成 13 年度までに」、「埋設されている産廃物について、その排出者と内容、排出量、種類、深さ等がわかる文章のすべて」と記載されていた。

実施機関によれば、産業廃棄物の最終処分場において処理する廃棄物の排出者、内容、排出量、種類、深さ等の実績が記載されている文書は、前記 3(2)のとおり、関係法令に定められている実績報告書、マニフェスト報告書及び埋立処分終了届出書等とのことである。また、法によれば、実績報告書及びマニフェスト報告書は処理及び排出の翌年度に提出することとされているところ、実施機関によれば、本件処分場は、平成 12 年 4 月末で産業廃棄物の搬入を終了していることから、当該書類は平成 13 年度までに提出されているとのことである。

したがって、本件請求対象文書は、昭和 61 年度から平成 13 年度までに提出された本件処分場に係る実績報告書、マニフェスト報告書及び埋立処分終了届出書等であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件請求対象文書のうち実績報告書及びマニフェスト報告書については、平成 13 年度当時に適用されていた愛知県行政文書管理規程（平成 13 年愛知県訓令第 12 号）及び平成 12 年度以前に適用されていた愛知県文書管理規程（昭和 49 年愛知県訓令第 11 号）（以下これらの規程を「文書管理規程

等」という。)に基づき保存期間(保存年限)を5年と定めているとのことである。

イ 当審査会において文書管理規程等及び資源循環推進課の保存文書目録の内容を確認したところ、本件請求対象文書のうち、実績報告書及びマニフェスト報告書については、文書管理規程等に基づき保存期間(保存年限)が5年と定められていることが認められた。保存期間(保存年限)を経過していれば、廃棄されていると考えることが相当であることから、本件請求対象文書のうち実績報告書及びマニフェスト報告書が既に廃棄済みであるとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまではいえない。

ウ また、産業廃棄物最終処分場の埋立処分終了後に提出及び調製される埋立処分終了届出書等については、実施機関によれば、本件処分場が埋立処分を終了する場合に必要な覆土が完了しておらず、埋立処分の終了に必要な要件が満たされていないとのことである。よって、本件請求対象文書のうち埋立処分終了届書等を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

昭和61年度から平成13年度までに〇〇市〇〇町〇〇地内、A社産廃処分場跡地に埋設されている産廃物について、その排出者と内容、排出量、種類、深さ等がわかる文章のすべて

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 9. 19	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 10. 24	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 12. 18 (第 563 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
31. 1. 18 (第 565 回審査会)	審査請求人の意見陳述
同 日	審議
31. 4. 23 (第 572 回審査会)	審議
1. 5. 31	答申

答申第 898 号

諮問第 1578 号

件名：平成 25 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の交付決定について等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記 1 の開示請求につき、別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して一部開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 11 月 14 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 12 月 26 日付けで本件行政文書を特定して行った一部開示決定の取消し又は変更を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、補正書の内容を踏まえると、おおむね次のとおりである。

「平成 25～28 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定及び返還」において、3,000 円を除く単価において、社会福祉法人一宮市社会福祉協議会（以下「一宮社協」という。）分だけでも、県全体件数を毎年度上回っており信憑性がなく一宮社協のみで、8,500 円過払いしていると思われる。

民生委員実費弁償費について、一宮社協の社会福祉法人愛知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）への提出明細があったので、チェックしたところ、各年度一宮社協のみで県全体数字を上回っている。県社協に平成 25～28 年度実費弁償費市町村別明細及び金額の情報公開請求をしたが、非公開との通知書を受理した。

民生委員の実費弁償費について疑義があるが、合計金額しか開示されていないため、個々の明細の開示を求める。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

担当課は、簡単な問題を複雑化し焦点をぼかし、間違いの事実を隠蔽しているとしか思えない。

当方が一貫して求めているのは、「生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定について」別紙 2 で区分〔民生委員実費弁償費〕事務費支出民生委員実費弁償費 実支出額の平成 25 年度分は、金額・基準額共に 30,221,000 円で備考に@3,000 円/年×延 10,073 人、@250 円/月×8 月×延 1 人としか書いてない。一方一宮社協から入手した精算報告書によれば、@3,000 円が 449 人、@1,000 円が 2 人、@2,000 円が 2 人となっており、一宮社協分だけで、@2,000 円が 1 人、1,000 円が 2 人県の数字より多いことになり、間違いのあることは歴然としている。しかも 25 年度～28 年度まですべて同様のことが起きている。県は裏付け資料なしに公金で支出・精算が出来るのか。

公金を扱う県としては当然支払い・精算において裏付け資料との確認が必要である。県民からの疑惑の資料を添付し問題提議されたことについては、疑惑を払拭させるか、疑惑を認め訂正すべきと思う。資料がなければ、精算額が確定できず精算はできない。資料がないはずはない。

従って、県社協が県に対して「民生委員実費弁償費」の精算書提出時使用したはずの一覧表を求めているだけである。

以下に弁明書の関係が深い部分に反論をする。

(7) 本件行政文書の特定について

「生活福祉資金貸付事業費補助金の交付先は愛知県社会福祉協議会であり、同会が取りまとめた県全体の金額さえ確認できればよく、市町村ごとの内訳を把握することは不要である」と記載されているが、①県社協が各市町村に精算報告書を提出させているのはなぜか。市町村単位で間違っ、全体の数字がどうして把握できるのか。②又、県社協から各市町村提出分を取りまとめ精算を県に対して行ったと説明を受けている。③一宮社協から返還されたお金はどこへ行き何に使用されるのか。④県社協は県社協情報公開要綱に規定する公開資料に該当しないため非公開としている。県はまずい資料を出さないために県社協を利用しているのか。又、残金を他科目に充当できるのか。

(イ) 不開示情報該当性について

a 条例第 7 条第 2 号該当性について

同じ民生委員で県が市職員を資金前渡員として支払っている実費弁償費について個人名は県・市とも情報公開されている。

一宮社協において個人名は情報公開されている。

b 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

印影の開示は求めている。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

今回の審査請求の目的は、実費弁償費支払金額の根拠・過程を求めている。本来ならば、当然県社協が作成し、民生委員実費弁償費精算時に添付すべき公文書であるが、作成者の県社協に開示請求を行ったが、県社協情報公開要綱に規定する公開資料に該当しないと、非公開決定通知を受けたため、県に情報公開請求をした。市区町村別明細がなければ「生活福祉資金貸付事業費補助金支出額内訳書」の備考欄の単価・人数が確定できず、精算額が確定できない。

問題発覚の経緯について説明する。

本件は、一宮社協の生活福祉資金貸付事業がでたらめで、一宮社協決算書において、市からの借入金額に間違いがあったため、県のくらし資金についても県社協に確認したのがきっかけである。くらし資金も口頭で間違いが確認できたため、県に対し情報公開請求を行って入手した資料の中に、民生委員が都道府県社協及び市町村社協と緊密に連携し、本貸付事業の運営について積極的に協力するものとして、そのことに対し実費弁償費、年 3,000 円、月 250 円を払うことになっており、精算において、退職者・委嘱者ごとに金額を修正し、精算することになっていることを知った。その市町村別に積み上げた合計人数が、一宮市分だけで人数より少ない人数の単価があり、あり得ないと明細を求めているだけだ。くらし資金の個人別貸付状況等を求めているものではない。したがって、1 年間以上の時間をかけ、審査会で議論し、答えを出していただくような問題でないと、今でも考えている。

県が支払を行うのに、公文書の裏付けのない支払・精算を、国民の税金を扱う県が行ってよいかという問題である。間違いがあるから資料が提出できないのではないかと、疑わざるを得ない。

弁明書で「このことは、生活福祉資金貸付事業費補助金の交付先は県社協であり、県社協が取りまとめた県全体の金額さえ確認できればよく、市町村ごとの内訳を把握することは不要であるためである。よって、生活福祉資金貸付事業費補助金の民生委員の実費弁償費に係る市町村ごとの内訳が記載された文書は、県において取得していない」と弁明している。

取りまとめた金額に間違いがある証拠を付けて、精算額の違いを指摘しているのであり、予算が通っているからと、裏付けのない精算に税金が使われることは間違いだ。情報がないからと、間違いの指摘に対して調査することもなく、県は支払い、精算することができるのか。条例第 4 章雑則にのっとりた指導を県社協にできないのか。

毎年行う確定申告の医療費控除でいえば、税務署は昔はバイトを雇い、^{ばく}莫大な量の領収書合計額の確認を行い、間違いは修正していた。今は申

告会場で申告を行えば、計算することなく、「問題があったとき確認しますので、5年間保存しておいてください。」と、その場で領収書が返却される。

県のお金を県社協に代行させているのであり、前述の疑義に答えるために、県がその公文書を県社協から入手し、県民に説明するのは当然と思うが、それができないのか。できなければ、情報公開審査会にインカメラを求める。それが無理な場合は、一般論で結構だが、今回の単価・人数がどういう場合に起こるのか、教えていただきたい。

次に、開示されれば新たな住民監査請求を検討し得ることについて説明する。

私が申し上げたいことは、公文書公開請求で得た情報を基に、多分ほとんどの人が間違いと思う証拠を基に住民監査請求をしようとしても、「住民監査請求は、違法又は不当な財務会計上の行為につき、これを証する書面、事実証明書を添えることを要する」とあり、住民監査請求できない。その精算額の明細がなければ、住民監査請求もできず、金額の多少でなく、公金がこのようなことで支払されていていかどうかという問題である。住民監査請求は、たとえ違法又は不当な行為等があるとしても、当該地方公共団体に損害をもたらさない行為は、住民監査請求の対象にならない。そのためにも、市町村別明細は必要である。

平成 25 年度分で一宮社協では、県社協へ送っているものに、2,000 円が二人、1,000 円が二人とあるが、県がまとめたものは、2,000 円が一人、1,000 円が 0 人である。こういうことがどうして起こるかということから、これを請求した。26 年度についても、2,500 円が一宮社協で一人ありますが、県では 2,500 円は一人もいない。こういう違いが毎年度ある。

普通に考えた場合は、表がなければ、生活福祉資金貸付事業費補助金支出額内訳書の備考のところに 3,000 円何名、2,250 円何名など書いてあるが、そういう数字は出ないと思う。だから、私が求めているのは、表が絶対にあるはず、なければこれはできない。弁明書では、数字が必要でないと言っているが、必要でなければトータル金額が出ないから、そういうことは絶対ないと私は思っている。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の内容について

審査請求書の審査請求の趣旨には、「平成 25～28 年度生活福祉資金貸付事業補助金の額の確定及び返還」において、県社協からは合計金額のみしか提出されておらず…補助金の精算の調査を要求致します。」と記載さ

れ、また、審査請求の理由には、「民生委員実費弁償費について県社協は各市町村に明細を提出させているが、県に対しては合計金額しか提出していません。」と記載され、そのほか審査請求の趣旨及び理由には、一宮社協が県社協に提出した金額と県全体での県社協が取りまとめた金額に矛盾が生じるという主張がされていた。これらは、行政文書の一部開示決定に対する審査請求書に記載する必要がある審査請求の趣旨及び理由としては不備なものであったため、平成 30 年 4 月 1 日付けで補正を命じたところ、同月 20 日付けで審査請求人から補正書が提出された。補正書では、審査請求の趣旨は行政文書一部開示決定に対する取消し又は変更を求めるものであるとし、取消しや変更によってどのような情報開示になることを求めるかについて、「民生委員の実費弁償費について疑義がありますが、合計金額しか開示されていないため、個々の明細の開示を求めます。」と記載されていた。一方、本件一部開示決定において開示しないこととした部分には、民生委員の実費弁償費に係る明細の部分はない。よって、審査請求人は、本審査請求の趣旨を行政文書の一部開示決定に対する審査請求として、民生委員の実費弁償費に係る市町村ごとの内訳が記載された文書が県に存在するはずであるから、当該文書を特定して開示すべきと主張していると解した。

以上より、本件審査請求は、本件行政文書の他に民生委員の実費弁償費に係る市町村ごとの明細が記載された文書の開示を求めるものと解され、本件行政文書の不開示部分の不開示情報該当性については、審査請求の対象ではないと解されるが、念のため、当該不開示情報該当性も含めて、以下のとおり弁明する。

(2) 本件行政文書の特定について

ア 本件行政文書について

- (ア) 生活福祉資金貸付事業費補助金の交付決定及び変更交付決定の予算執行書（別記 2 文書 1（以下「文書 1」という。別記 2 文書 2 以下も同様とする。）、文書 2、文書 10、文書 11、文書 13、文書 14、文書 15、文書 17、文書 18 及び文書 20）

当該文書は、平成 25 年度から平成 28 年度までの生活福祉資金貸付事業費補助金の交付決定及び変更交付決定の予算執行書である。

当該文書は、起案用紙、別記（執行の内容、執行の理由、関連措置、執行の経過及び予定、予算等が記載されている。）、交付決定通知（案）又は変更交付決定通知（案）、補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書、補助金交付要綱等からなる。また、補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書は、申請書（鑑）、所要額調書、対象経費支出予定額内訳、資金収支予算内訳表等からなる。

生活福祉資金貸付制度は、厚生労働省の補助金交付要綱に基づき、

県社協が実施主体となって、低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯を対象に、失業等による日常生活上の困難や生活の立て直し等のための一時的な資金を低利子又は無利子で貸し付ける制度である。

厚生労働省の補助金交付要綱は複数の事業を補助金の対象としており、平成 25 年度及び平成 26 年度は「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」（文書 1、文書 2、文書 10、文書 11、文書 13、文書 14 及び文書 15 のものが該当する。）、平成 27 年度及び平成 28 年度は「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱」（文書 17、文書 18 及び文書 20 のものが該当する。）に基づき、補助金が交付されている。なお、平成 27 年度に「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」が廃止され、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱」が新設されているが、いずれも生活福祉資金貸付事業費補助金である（なお、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱」は平成 27 年 4 月 1 日からの適用であるが、厚生労働省からは同年 7 月 27 日付けで通知されたため、同年 4 月 1 日付けの交付決定の予算執行書である文書 17 の補助金交付要綱は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」となっている。）。

本補助事業は、都道府県社会福祉協議会が実施する事業の経費に対し、都道府県が補助する事業となっており、国庫補助金及び県費補助金により実施する事業であるが、本補助金は、生活福祉資金貸付の相談受付窓口である市区町村社会福祉協議会の事務費、貸付世帯に対する民生委員の指導援助に必要な事務費（民生委員実費弁償費）、実施主体である県社協の事務費等を対象としており、補助金の交付先は、県社協である。

愛知県は、県社協から補助金交付申請を受け、予算執行書を作成している。

なお、補助金の交付決定は年度始めの 4 月 1 日に行っており、変更交付決定は、増額又は減額するときに行っている。

当該文書のうち、不開示とした部分は、県社協の事務費のうち人件費（1 名分）が分かる部分（文書 13、文書 14、文書 15 及び文書 18 を除く。）並びに補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書における生活福祉資金貸付審査等運営委員会委員（行政機関の職員を除く。）の氏名、所属及び役職（文書 1 及び文書 2 に限る。）並びに県社協の印影である。

(イ) 生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定及び返還についての文書（文書 3、文書 12、文書 16、文書 19 及び文書 21）

当該文書は、平成 25 年度から平成 28 年度までの生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定及び返還についての文書であり、前記(ア)の

文書に関連する文書である。

当該文書は、起案文書、額の確定調査書、額の確定通知（案）、概算払精算書（案）及び実績報告書からなる。

補助金の交付先の県社協から、交付決定通知に添付された様式により作成された実績報告書の提出を受け、額の確定をしており、過払いの場合は返還を県社協に求めている。

実績報告書は実績報告書そのものと添付書類からなり、実績報告書そのものの様式は、前述のとおり交付決定通知で定めており、その添付書類は、当該実績報告書の様式にあらかじめ添付書類として記載されており、「生活福祉資金貸付事業費補助金精算書」、「生活福祉資金貸付事業費補助金支出額内訳書」、「生活福祉資金貸付事業実施報告書」及び「当該補助金に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本」が添付されている。

当該文書のうち、不開示とした部分は、実績報告書における県社協の事務費のうち人件費（1名分）が分かる部分（文書16を除く。）及び県社協の印影である。

(ウ) 緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の交付決定及び変更交付決定の予算執行書（文書4、文書5、文書7及び文書8）

当該文書は、平成25年度及び平成26年度の緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の交付決定及び変更交付決定の予算執行書である。

当該文書は、起案用紙、伺い文（執行の内容、執行の理由、執行の結果、関連措置、執行の経過及び予定、予算等が記載されている。）、交付決定通知（案）又は変更交付決定通知（案）、補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書、補助金交付要綱等からなる。また、補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書は、申請書（鑑^{かがみ}）、所要額調書、所要額内訳書、資金収支予算内訳表等からなる。

緊急雇用創出事業基金は、平成20年の世界的な金融危機に端を發して、失業者、低所得者が急増する等雇用情勢が急速に悪化していく中、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源として、雇用創出事業を実施するために創設された基金である。

当該文書による予算執行の内容は、この基金を活用し、求職中の貧困・困窮者等に、生活、就労、住宅等の必要な支援を行う事業に要する経費に対し補助金を交付することを内容とした「愛知県緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）交付要綱」に基づき、補助事業の一つである「生活福祉資金相談等体制整備事業」に係る補助金を執行するものである。

生活福祉資金相談等体制整備事業は、前記(ア)で説明した生活福祉資金貸付制度の事業を県社協が実施するに当たり、多数の貸付希望者への相談体制を強化するため、相談員等を県社協及び市町村社会福祉協議会に配置する等の体制整備事業である。

この事業の補助金の交付先は、県社協である。

愛知県は、県社協から補助金交付申請を受け、予算執行書を作成している。

なお、補助金の交付決定は年度始めの4月1日に行っており、変更交付決定は減額するときに行っている。

本文書のうち、不開示とした部分は、補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書における県社協の事務費のうち人件費（1名分）が分かる部分（文書7及び文書8を除く。）及び県社協の印影である。

(エ) 緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の額の確定及び返還についての文書（文書6及び文書9）

当該文書は、平成25年度及び平成26年度の緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の額の確定及び返還についての文書であり、前記(ウ)の文書に関連する文書である。

当該文書は、起案用紙、額の確定調査書、額の確定通知（案）、概算払精算書（案）、実績報告書等からなる。

補助金の交付先の県社協から、補助金交付要綱に基づき作成された実績報告書の提出を受け、額の確定をしており、過払いの場合は返還を県社協に求めている。

実績報告書は、実績報告書そのものと添付書類からなり、実績報告書そのものの様式は補助金交付要綱で定めており、その添付書類として当該様式に記載されているものは「精算書」、「支出額内訳書」、「事業実績報告書」、「当該補助金に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本」及び「その他事業の実施内容がわかる資料」であり、それらが添付されている。

当該文書のうち、不開示とした部分は、実績報告書における県社協の印影である。

(オ) ぐらし資金貸付事業実績報告についての文書（文書22、文書23及び文書24）

本文書は、平成25年度、平成27年度及び平成28年度のぐらし資金貸付事業の実績報告についての文書である。

本文書は、回議文書、報告書（鑑）、ぐらし資金貸付事業実績報告書、貸付年度別償還期限後未償還額とその内訳の表、ぐらし資金貸

付の状況の表、くらし資金償還等の状況の表、くらし資金貸付原資の状況の表、くらし資金貸付事務費の状況の表、残高証明書にある金額の表、市町村保管金明細表等からなる。

くらし資金貸付制度は、昭和 36 年に県単独事業として創設された制度であり、県が貸付原資の補助を県社協に対して行っており、県の要綱（くらし資金貸付制度要綱）に基づき、生活の不安定な低所得世帯に対して、日々のくらしの維持に必要なつなぎ資金及び不時の出費のため必要とする小口資金を、無利子で貸し付ける制度である。

くらし資金貸付は、県の要綱に基づき、県社協が実施するものであり、県社協は、貸付け状況を実績報告書により県に提出することとなっている。

本文文書のうち、不開示とした部分は、県社協の印影及び県社協の担当者名（文書 24 に限る。）である。

イ 本件行政文書の特定について

本件開示請求の内容は、「請求①低所得者対策費(ア)分の平成 25～28 年度 県社協→一宮社協分の予算・決算・事業報告書・決定通知書 請求②くらし資金貸付事業の平成 25～28 年度 県社協→一宮社協分の予算・決算・事業報告書・決定通知書」である。なお、請求①に関して、開示請求者から行政文書開示請求書とともに「平成 29 年 2 月 予算に関する説明書」の抜粋が提出され、それには平成 29 年愛知県当初予算説明書の健康福祉費のうち「低所得者対策費 51,917 千円」の内訳として「ア 生活福祉資金貸付事業費補助金 47,746 千円」の記載があった。

よって、本件請求対象文書は、請求①は、県社協を経由して一宮社協に出されている生活福祉資金貸付事業費補助金の平成 25 年度から平成 28 年度までの予算に関する文書、決算に関する文書、事業報告書及び決定通知書であり、請求②は、県社協を経由して一宮社協に出されているくらし資金貸付事業の平成 25 年度から平成 28 年度までの予算に関する文書、決算に関する文書、事業報告書及び決定通知書であると解した。

そして、請求①に該当するものとして文書 1 から文書 21 までを、請求②に該当するものとして文書 22 から文書 24 までを特定した。なお、平成 25 年度及び平成 26 年度にあつては、生活福祉資金貸付事業費補助金で実施される事業を補強するために、緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業が実施されたので、それに関する文書も特定した。また、請求①中の「予算」及び「決定通知書」に該当するものはア(ア)及び(イ)の文書であり、「決算」及び「事業報告書」に該当するものはア(イ)及び(エ)の文書であるが、請求②中の「決算」及び「事業報告書」に該当するものはア(エ)の文書であり、「予算」及び「決定通知書」に該当するものは存

在しない。これは、くらし資金貸付事業は、県が過去に行った貸付原資を基に行われている事業であるからである。また、「平成 26 年度くらし資金貸付事業実績報告について」と題する文書については、不開示とする箇所がなかったため、別途開示決定を行っている。

よって、本件開示請求に対して、文書 1 から文書 24 までを特定し、一部開示決定を行った。

本件審査請求は、前記(1)のとおり、民生委員の実費弁償費に係る市町村ごとの明細が記載された文書の開示を求めるものであると解される。ところ、民生委員の実費弁償費に係る金額は、文書 1、文書 2、文書 10、文書 11、文書 17 及び文書 20 の補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書中の対象経費支出予定額内訳並びに文書 3、文書 12、文書 19 及び文書 21 の実績報告書中の生活福祉資金貸付事業費補助金支出額内訳書に記載されている。しかしながら、これらの箇所には民生委員の実費弁償費について県社協が各市町村での執行分を取りまとめた合計の金額とその内訳として単価及び人数が記載されているものの、市町村ごとの内訳の記載はない。

このことは、生活福祉資金貸付事業費補助金の交付先は県社協であり、県社協が取りまとめた県全体の金額さえ確認できればよく、市町村ごとの内訳を把握することは不要であるためである。よって、生活福祉資金貸付事業費補助金の民生委員の実費弁償費に係る市町村ごとの内訳が記載された文書は、県において取得していない。

以上のことから、本件行政文書の特定において誤りはない。

(3) 不開示情報該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号該当性について

県社協の事務費のうち人件費（1 名分）が分かる部分は、県社協で生活福祉資金貸付事業費補助金に関する事務に従事する職員 1 名の給与の額が分かる部分であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、生活福祉資金貸付審査等運営委員会委員（行政機関の職員を除く。）の氏名、所属及び役職並びに県社協の担当者名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

これらの情報は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でないため、同号ただし書イに該当しない。また、これらの情報は公務員等の職務の遂行に係る情報でないため、同号ただし書ハにも該当しない。さらに、同号ただし書ロ及びニにも該当しない。

したがって、これらの情報は、条例第7条第2号に該当する。

イ 条例第7条第3号イ該当性について

県社協の印影は、補助金交付申請書、補助金変更交付申請書及び実績報告に押印されたものであり、文書が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであるが、県社協において、その印影を事業活動上関わりのない不特定多数の者に広く一般に公開しているとは認められない。

よって、県社協の印影は、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号イに該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件開示請求に係る文書の特定について、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成25年度から平成28年度までの生活福祉資金貸付事業費補助金の予算執行書及び当該補助金の額の確定等についての文書並びに平成25年度、平成27年度及び平成28年度のくらし資金貸付事業実績報告についての文書である。その構成及び記載内容は、前記3(2)アで実施機関が説明するとおりであると認められる。実施機関は、個人の氏名、人件費(1名分)が分かる部分、その他特定の個人が識別できる部分を条例第7条第2号に、法人の印影を同条第3号イに該当するとして不開示としている。

なお、平成26年度のくらし資金貸付事業実績報告についての文書は、不開示とする部分がなかったことから本件一部開示決定とは別途開示決定を行っているとのことである。

実施機関は、審査請求書及び補正書によれば、本件行政文書の不開示情報該当性については審査請求の対象とはなっていないと解したとのことである。

そこで、当審査会において審査請求人に確認したところ、実施機関の主

張するとおり、本件行政文書の不開示情報該当性については審査請求の対象ではないとのことであった。

よって、以下では、本件開示請求に対し、実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを検討することとする。

(3) 本件行政文書の特定について

ア 本件開示請求書の「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄には、「低所得者対策費(ア)分の平成 25～28 年度 県社協→一宮社協分の予算、決算、事業報告書」と記載されていた。また、実施機関の職員により「決定通知書」及び「くらし資金についても同様」と補記されていた。

イ 実施機関によれば、低所得者対策費(ア)とは、「平成 29 年 2 月 予算に関する説明書」において低所得者対策費アに該当する項目である生活福祉資金貸付事業費補助金であるとのことであり、当該補助金は県社協を經由して一宮社協に出されているものであることから、請求①は、当該補助金に係る予算に関する文書、決算に関する文書、事業報告書及び決定通知書であると解したとのことである。

また、請求②のくらし資金貸付事業についても同様に、当該事業に係る予算に関する文書、決算に関する文書、事業報告書及び決定通知書であると解したとのことである。

そして、生活福祉資金貸付事業費補助金については、予算に関する文書及び決定通知書に相当する文書として、予算執行書である文書 1、文書 2、文書 4、文書 5、文書 7、文書 8、文書 10、文書 11、文書 13、文書 14、文書 15、文書 17、文書 18 及び文書 20（以下「文書 1 等」という。）を、決算に関する文書及び事業報告書に相当する文書として、生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定及び返還についての文書である文書 3、文書 6、文書 9、文書 12、文書 16、文書 19 及び文書 21（以下「文書 3 等」という。）を特定し、くらし資金貸付事業については、決算に関する文書及び事業報告書に相当する文書として、くらし資金貸付事業実績報告についての文書である文書 22、文書 23 及び文書 24（以下「文書 22 等」という。）を特定したとのことである。

ウ 当審査会において本件行政文書の内容を確認したところ、生活福祉資金貸付事業費補助金については、生活福祉資金貸付事業費補助金の予算に関する文書及び決定通知書に相当する文書として特定した文書 1 等には、当該補助金に係る予算額が記載されており、関連措置として決定通知書の案が添付されていることが認められ、決算に関する文書及び事業報告書に相当する文書として特定した文書 3 等には、当該補助金に係る決算額が記載されており、実績報告書が添付されていることが認められた。また、くらし資金貸付事業については、決算に関する文書及び事業

報告書に相当する文書として特定した文書 22 等には、当該事業に係る決算額等が記載されていることが認められた。

エ 以上のことからすれば、本件開示請求に対し、実施機関が本件行政文書を特定したことに誤りはないものと認められる。

(4) 各市町村社会福祉協議会の内訳が記載された文書について

審査請求人は、民生委員の実費弁償費について、合計金額しか開示されていないため各市町村社会福祉協議会の個々の明細の開示を求める旨主張していることから、各市町村社会福祉協議会の内訳が記載された文書の存否について、以下検討する。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、生活福祉資金貸付事業費補助金の交付先は当該事業の実施主体である県社協であり、県としては県社協が取りまとめた県全体の合計の金額さえ確認できればよく、県社協が各市町村社会福祉協議会に対して支出した金額をそれぞれ把握することは不要であるとのことであり、そうであるならば、各市町村社会福祉協議会の内訳が記載された文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の特定に誤りがないことについては、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1

- 請求① 低所得者対策費(ア)分の平成 25～28 年度
県社協 → 一宮社協分の予算・決算・事業報告書・決定通知書
- 請求② ぐらし資金についても同様

別記 2

- 文書 1 予算執行書：平成 25 年度生活福祉資金貸付事業費補助金（セーフティネット支援対策等事業費補助金分）の交付決定について
- 文書 2 予算執行書：平成 25 年度生活福祉資金貸付事業費補助金（セーフティネット支援対策等事業費補助金分）の変更交付決定について（減額）
- 文書 3 平成 25 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定及び返還について
- 文書 4 予算執行書：平成 25 年度緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の交付決定について
- 文書 5 予算執行書：平成 25 年度緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の変更交付決定について（減額）
- 文書 6 平成 25 年度愛知県緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の額の確定及び返還について
- 文書 7 予算執行書：平成 26 年度緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の交付決定について
- 文書 8 予算執行書：平成 26 年度緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の変更交付決定について（減額）
- 文書 9 平成 26 年度愛知県緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の額の確定及び返還について
- 文書 10 予算執行書：平成 26 年度生活福祉資金貸付事業費補助金（セーフティネット支援対策等事業費補助金分）の交付決定について
- 文書 11 予算執行書：平成 26 年度生活福祉資金貸付事業費補助金（セーフティネット支援対策等事業費補助金分）の変更交付決定について（増額）
- 文書 12 平成 26 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定及び返還に

ついて

- 文書 13 予算執行書：平成 26 年度生活福祉資金貸付事業費補助金（セーフティネット支援対策等事業費補助金の定額分）の交付決定について
- 文書 14 予算執行書：平成 26 年度生活福祉資金貸付事業費補助金（セーフティネット支援対策等事業費補助金の定額分）の変更交付決定について（減額）
- 文書 15 予算執行書：平成 26 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の変更交付決定について（増額）
- 文書 16 平成 26 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定について
- 文書 17 予算執行書：平成 27 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の交付決定について
- 文書 18 予算執行書：平成 27 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の変更交付決定について（増額）
- 文書 19 平成 27 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定について
- 文書 20 予算執行書：平成 28 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の交付決定について
- 文書 21 平成 28 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定について
- 文書 22 平成 25 年度くらし資金貸付事業実績報告について
- 文書 23 平成 27 年度くらし資金貸付事業実績報告について
- 文書 24 平成 28 年度くらし資金貸付事業実績報告について

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.10.10	諮問（弁明書の写しを添付）
30.11.9	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
31.2.18 (第567回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31.4.23 (第572回審査会)	審議
1.5.31	答申

答申第 899 号

諮問第 1580 号

件名：非違行為に関する速報等の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）について不開示とした決定は、取り消すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 8 月 4 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 18 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。本件は、逮捕に関する件である。

逮捕については何回も、再逮捕されるという報道がなされている。

報道では、公立小学校の講師で、名前も公表されている。

現時点では、この講師、懲戒免職処分等決定している。

以上のことから、今回の事件について、全面的な不開示決定には驚いている。

今回の事件で、採用時の問題点が浮かび上がったということからも、どのようにして、採用時に対応すべきかということが、全国レベルで浮上してきているのではないかと、認識している。

社会的関心、報道で明らかになっている事件内容等について、不開示にするということは、知る権利を侵害しているといわざるを得ない。

仮に、処分庁の不開示に関する主張を認めたとしても、全面不開示はあり得ない。具体的には、書面を、作成したもしくは、受け取った日時、宛先、差出人、書面の形態、形式、様式等、文書の内容、開示できない部分があったとしても、そのほかの部分は開示できる。しなければならない。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 弁明書から判断すると、少なくとも、黒塗り部分はあっても、全面不開示処分は、ありえない。
- (イ) 弁明書の「仮に開示するとした場合は、様式等の形式的のみであって有意性があるものではない。」という主張がある。これは、不開示にする理由とはいえない。不開示にしたいからあえて理由にならない理由を述べているとしか言えない。法的根拠に基づく理由を基に黒塗りということではないから、不開示処分は、この部分だけをとっても違法といわざるを得ない。

開示請求において、有意性とは、具体的に誰が、どのような視点で、どのように、判断したのか理解し難いが、もしそのような主張が認められたとしたら、「知る権利」、情報公開そのものが否定されかねないといえる。処分庁が、請求者に対して、有意性がないと判断したら開示しなくてもいいということになるからである。問答無用で非開示にできるということになる。これまで開示された文書の中には、全面黒塗りである場合がある。なぜ黒塗りの文書をこれまでそろえてきたのかその意味を、処分庁は理解してもらいたい。今回の主張と矛盾することになる。今後は、揃えられた文書の中には全面黒塗りのものがある場合は、有意性がないということで、揃えないということなのか、明らかにしてもらいたい。請求された文書は、原則公開する事が求められるから、原則公開に従うことを前提に対応しようとしなから、無理な説明をせざるを得なくなったといえる。

- (ウ) 請求人は、安易に、全面開示を求めているものではない。生年月日（年齢も）については、求めるものではない。それ以外は、文書全体を見なければ反論ができない。あえて付け加えるなら、なぜ処分庁が、処分庁の関係する文書に、生年月日を記載させるのか理解できない。処分庁が決めることを求めるものである。
- (エ) 審査請求書で、主張してあるが、弁明書の不開示決定について、不開示であるゆえに、反論できない。不開示決定において、処分庁は、具体的（開示しないことにした事例）に、事例を取り上げ「害するおそれ」「不当に損なわれるおそれ」「公平かつ円滑な人事…おそれ」等のことを説明するべきである。
- (オ) おそれというからには、どのような理由、ことがらで、おそれが現実化するのか、どのようなマイナスな事象が起きるのか、処分庁は説明する責任があるということであるが、納得できる説明は依然なされてない。
- (カ) 本件開示請求文書は、原則開示を求めているものである。
処分庁の釈明について、原則開示を求めているということから、回

答をした。

- (キ) 弁明書について述べる。仮に、A 教員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、及び性別、発信日時及び発信者並びに非違行為…の中で開示する事ができないということなら、具体的にどの部分なのか、それはなぜか等について説明するべきである。

厳密にいうなら、それ以外のことは、事項、内容については、開示すべきである。開示する事ができるということになるからには、開示すべきである。不開示決定の今回は開示された部分が一切ない。審査請求に至った。

- (ク) 弁明書に、被害生徒の氏名、…記載されているということであるが、実際には、開示請求時にはまったく見ていない、また、通知書をもった時もわからない状態である。本質的なことを述べると、被害者にはまったく落ち度がないから、開示されても問題がないといえる。全面的に無理だとしても一部は開示できるといえる。

- (ケ) 「個人の権利利益を害するおそれ」については、どのように害することなのか不明である。

「評価を低下させる性質を有する」とあるが、具体的にどのように害することなのか不明。「教育委員会自らが…公表しているものではない」ということについて、公務員ということ自体、常に、公開の対象である。

例えば、不祥事に関しては、加害職員にとっては、知られたくない情報ということになりそうであるが、果たして認められることかということである。明らかにすることは当然のことであり、不開示は認められないことということである。

- (コ) 「事実とは異なる発言等」とあるが、あえて理由にならない主張である。建前は、本来ありえない不祥事であり、何度もあり得ないことについてであるからである。処分庁は、それ以前に不祥事について、事件に関することを全面的に公表して、防止に向けての取り組みを優先させることが求められるということである。不祥事に関する事案について、秘密にすることは、防止の取り組みそのものに対して、障害になることといえる。閉ざされた組織に未来はないということである。第三者の目、意見等を取り入れない組織は、沈滞するということはいくつか、企業等にもその例は数多くある。

- (カ) 「内部での審議及び検討がまだ…」というけれど、審査、日程等明確にされない以上、理由にならない（外部にはわからないことである）。

- (キ) もし、確定していない、人事に関するということということが理由とするなら、今後請求時から、処分に関する、日程をあきらかにする制度等

にすることを求める。また、現時点で処分が確定しているなら、公表できる、内容についての裁決等を明記されることを求める。それ以前に処分庁からの公表を求める。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

請求をした根拠は、確か新聞報道による記事を基にしたのではないかなと思う。

さらに、現時点ではこれらは多分、処分等がもう終わっているということである。処分等が終わると、再度報道等がなされているのではないかなということが言える。

そして、もう一つは、請求時点で、報告書なり何らかの形での文書が、教育行政庁に送付等をされているのではないかと考えられる。

何らかの形でこの関係する文書があったのではないかと思っている。何もなくて、口頭で記者会見等、話をされることはあり得ないと思う。何もなくて、聞かれて即答して、教育委員会等の見解というような発表の仕方は、危うい対応だと思うので、そういうことはあり得なかったと思う。

私が請求した時点で文書があったということを申し上げたので、行政としてもどのような文書がそのときあるのか、メモを含めて、メモが開示される対象であるとかないとかという論議は置いておいて、どういうものがあるのかという少なくとも項目・枠組み、それからどこが作成した等々については、明らかにできるのではないか。

まず、開示する、しないの以前に、文書の特定を明確にすること。それから、その文書の作成者、ページ数、そういう細かいことも含めて明らかにできる部分はあったのではないかと思うが、あるかないか回答するとそのことが問題であるということで、文書の所在さえ明らかにされない場合もある。どういう文書があるのか、見せる・見せないは別として、それを明らかにされることが、行政の責務ではないか。

行政庁の中にある文書は、行政だけのものでなくて、請求人を含めた住民・県民のものであると認識をしている。そうしなければ、行政の処分庁の思いどおりに文書を扱って、明らかにしないということは、行政庁による行政文書の独占、独占というよりも私物化とも言えると考えている。

職員処分の途中経過だから見せないというようなことではなく、職員の処分の途中経過の文書であろうとなかろうと、全部見せないということとはあり得ない。何らかの形で何かを出せることが職務ではないか。何らかの形で早めに出すことは、問題が残る、起きるというように考えて出さないことは、情報操作をしているのではないか。情報操作がで

きる可能性が残るというところに、またいろいろ問題も派生するし、そういうことが住民の信頼を損なうことになるとも考える。

処分庁の処分中のものであるとか等々において、規制をしながら出されないということは、この情報公開法、「知る権利」の障害になっているということは明らかである。今回の件についても、処分途中だとか、明らかにすると今後職員が意見を言いにくくするというような理由付けで出されないことがあるので、そういうことを考えると、知る権利が相当侵されている。

知る権利に基づくと、処分庁にある文書は全て公開することが原則であるというふうに認識をしている。確かに仕事がやりにくいとか等々言うが、そういうことにおいてそれを優先させると、本当は知る権利は後回しになって、行政庁の職務が優先しているように錯覚すら起こることがある。そうではなく、あえて公開原則をまず前面に立てて、いろいろな情報の扱いになってもらいたい。

最高裁が 1991 年、根拠規定を示すだけでは不十分ということで、最高裁までいった事案について、確か請求者の請求を認めなさいというような判例が出たということが、報道によって明らかになっている。

処分庁の処分がこれから行われようとしているときに、生の情報に等しいものであるので、すんなり出してしまっても手際になっては困るということで出さないのではないか。行政の内部においても重要な情報であるかもしれないが、見たい者にとっても、実際に早いうちに公開されて見たい。今回も請求してだいぶ経っているので、今明らかになっても正直なところ、仮に審査会で全面公開ということで今出してもらっても、もう年数から言えば下手すれば 2 年ぐらい経って見ることになるので、そういう意味では処分庁のいう処分の進行中だというような理由は、ほとんど請求者の権利を侵害する理由付けにしかならない、理由付けそのものが違法ではないか。

本来は作成される文書は全て公開対象になるし、公開されるものであるということが前提であるという認識を、行政には持ってもらいたい。

時代とともに文書の扱い、公開される内容というのは変化しているから、今回のような曖昧な理由、理由として納得できない理由で公開請求をすると、他の県では開示されて愛知県ではされないというようなことになる、何度も審査請求をする可能性も出てくる。

今回の理由のような内容で非開示にすることは問題であるし、そのような文書作成をこれまで継続してきている行政に問題があるというふうに受け止められて、実際に開示を前向きに捉えてほしいなということを思うし、審査会においても公開原則を元に審査をしていただけたらと思う。

開示請求というのは公開が原則である。不開示にするということはほとんど特例である。やろうと思えばできる範囲があるはずなので、そのことを例えば「てにをは」のそういう言葉でも開示できる範囲はあるはずである。そのことを元にした開示が今回もできるはずなので、今回の不開示はあり得ないと考えて今回の審査会に請求したので、その観点に立った審査結果をお願いしたい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 釈明要求について

本件開示請求時には懲戒処分等が確定していないとして全てを不開示とした本件行政文書について、懲戒処分等が行われた後にあった別件開示請求においてその一部を開示しているものがあり、本件審査請求において開示を求める理由が不明確であったため、審査庁である県教育委員会から審査請求人に対して平成 29 年 12 月 7 日付けで釈明要求を行い、①現時点では職員に対する処分の事務が済んでおり、開示できる部分が増えているため、一部でも開示するように変更せよという趣旨なのか、あるいは②現状は関係なく、決定時に適用した上記開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由に対しての不服申立てであり、不開示情報該当性を争うという趣旨であるのか、について確認したところ、同月 8 日付けで審査請求人から回答があり、本件審査請求の理由は②であるとのことであったため、不開示情報該当性について述べる。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 29 年 8 月 8 日付けで県教育委員会が懲戒免職とした教員（以下「A 教員」という。）の非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した次の 3 件の文書であって、その全てを不開示としたものである。

ア 文書 1「非違行為に関する速報（平成 29 年 5 月 30 日付け）」

当該文書は、発生した非違行為について、A 教員の所属校の校長及び教頭が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で市教育委員会に報告し、市教育委員会が県教育事務所を經由し、県教育委員会に提出したものである。

当該文書には、A 教員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、発信日時及び発信者並びに非違行為の内容等が記載されている。

イ 文書 2「教員の非違行為について（送付）（平成 29 年 6 月 19 日付け）」

当該文書は、非違行為に関する速報を提出した後、A 教員の所属の校長が改めて調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、

市教育委員会に報告し、市教育委員会が県教育事務所を經由し、県教育委員会に提出したものであり、県教育事務所長からの送付書面、市教育委員会教育長からの提出書面、非違行為報告書、A 教員の申立書、校長の意見書、A 教員及び校長の履歴書の写し並びに A 教員及び校長の自己申告・評価シート（平成 28 年度）で構成されている。

当該文書のうち、非違行為報告書には、作成者、A 教員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生場所、概要、事後措置等が、A 教員の申立書には、A 教員の所属、氏名、申立て等が、校長の意見書には、校長の氏名、意見等が、A 教員及び校長の履歴書の写しには、A 教員及び校長の履歴が、A 教員及び校長の自己申告・評価シートには、A 教員及び校長の平成 28 年度の目標、目標への取組と達成状況、評価等が記載されている。

ウ 文書 3「教員の処分について（平成 29 年 7 月 31 日起案）」

当該文書は、県教育委員会が A 教員等の処分内容を決定するために起草したものであり、起案文、辞令案、処分事由説明書案、県教育事務所長宛て通知案、県教育事務所長からの副申、市教育委員会からの内申及び市教育委員会の意見書で構成されている。

当該文書のうち、起案文には、起案日、起案者氏名、題名、決裁者等の印、伺い文等が、辞令案には、A 教員の所属、職名及び氏名、発令事項等が、処分事由説明書案には、A 教員の所属、職名及び氏名、処分内容、処分理由等が、通知案には、標題、通知内容等が、副申には、標題、県教育事務所長の意見等が、内申には、標題、適当とする処分内容等が、市教育委員会の意見書には、市教育委員会の意見等が記載されている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書は、A 教員の所属校名、氏名及び生年月日、被害児童の氏名及び年齢等が記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

本件行政文書は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

また、A 教員は公務員であるが、処分についての情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、本件開示請求時は処分内容を検討している段階の情報であるため、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない。仮に、報道等により一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、教育委員会自らが積極的に公表しているものではないことから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するということとはできない。よって、同号ただし書イにも該当しない。

以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第5号該当性について

本件行政文書は、A 教員や被害児童等からの聞き取りの内容、A 教員の申立て、校長等の意見及び処分経過等（以下「聞き取り内容等」という。）が記載されており、県教育委員会及び他の地方公共団体の内部において処分を決定するための審議、検討又は協議に関する情報であることから、これを公にすることが前提になれば、関係者が開示されることを意識して発言するおそれがあり、これらの記録の形骸化が避けられなくなる。その結果、関係者の意見等が十分入手できなくなるおそれがあり、県教育委員会の審議及び検討に必要な情報が提供されないことにより、県教育委員会の公正・中立的な審議及び検討に支障を及ぼすおそれがある。

また、本件開示請求時において確定していない処分について、非違行為の内容が少しでも公にされると、A 教員や関係者が外部からの圧力や干渉を受けるおそれがあり、処分前にそのような事態が発生すれば、事実とは異なる発言等をすることも考えられ、正確に事実を把握することが困難となる。

さらに、内部での審議及び検討がまだ十分でない当該非違行為に関する情報が、処分前である人事上確定していない未成熟な状態で、少しでも公になると、県民や教育現場に無用な誤解や混乱を招くおそれがあり、外部からの圧力により本件事案の審議及び検討に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第7条第5号に該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書は、聞き取り内容等が記載されており、A 教員の任命権者である県教育委員会による任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であって、これを公にすることが前提になれば、作成者である校長等が開示されることを意識した記述をせざるを得なくなり、非違行為の発生における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障

を及ぼすおそれがある。

さらに、被害児童や保護者からの聞き取り内容や事実経過をどの程度まで開示するのか、記者発表等でどの程度まで公表するかなどについて被害児童側からの申出等を考慮する必要がある、公表する場合、その具体的な内容は処分が確定するまでは定まっておらず、本件開示請求時において確定していない処分について一部でも開示することになれば、被害児童や保護者からの信頼を裏切り、今後、事実把握のため正確な情報を入手することも困難となるおそれがある。

また、当該審議及び検討に関する情報が公になると、県教育委員会が公正・中立的な立場で審議及び検討を行うことが困難となり、県教育委員会が行う人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第 7 条第 6 号に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、本件審査請求書において、「逮捕については何回も、再逮捕されるという報道がなされている。請求者は、まず、2017 年 5 月の報道で、勤務先の公立小学校で、…逮捕されたということを知った。さらに、報道では、公立小学校の講師で、名前も公表されている。この講師、埼玉でも、処分ということも報道されている。現時点では、この講師、懲戒免職処分等決定している。以上のようなことから、今回の事件について、全面的な不開示決定には驚いている。」と主張している。

しかし、開示請求のあった平成 29 年 8 月 4 日時点では、県教育委員会による処分決定を行う前であったことから、前記 (3) から (5) までの理由により不開示決定を行ったものである。逮捕等の報道については、前記 (3) のとおり県教育委員会が自ら発表しているものではなく、慣行公情報ということとはできない。

イ また、審査請求書において、「全面不開示はあり得ない。具体的には、書面の、作成されたもしくは、受け取られた日時、宛先、差出人、書面の形態、形式、様式等、文書の内容、開示できない部分があったとしても、そのほかの部分が開示できる。しなければならない。」と主張している。

しかし、開示請求のあった事案の内容については、前記 (3) から (5) までの理由により一切開示できないものとした決定であり、仮に開示するとした場合は、様式等の形式的な部分のみであって有意性があるものではない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、A 教員の非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した 3 件の文書であり、その構成及び記載内容は、前記 3(2) で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、本件開示請求書が提出された時点において A 教員の処分が確定していなかったことから、本件行政文書が条例第 7 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号に該当するとして、本件行政文書のいずれについても全部を不開示としている。

(3) 不開示情報該当性の判断の時点について

ア 実施機関によれば、本件開示請求に係る教員の非違行為については、本件開示請求書が提出された平成 29 年 8 月 4 日時点においては県教育委員会における処分が確定しておらず、審議及び検討がまだ不十分な状態であったため、本件行政文書の全部を不開示としたとのことである。しかし、当審査会において実施機関に確認したところ、本件不開示決定を行った同月 18 日時点においては、当該教員に係る処分が同月 8 日付けで既に行われていたとのことであり、実施機関が不開示情報の該当性について本件不開示決定時点ではなく、本件開示請求書が提出された時点で判断する理由はなかったものとする。

イ したがって、実施機関は本件不開示決定を取り消した上で、本件行政文書について改めて開示決定等をすべきである。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書 1 非違行為に関する速報(平成 29 年 5 月 30 日付け)

文書 2 教員の非違行為について(送付)(平成 29 年 6 月 19 日付け)

文書 3 教員の処分について(平成 29 年 7 月 31 日起案)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.10.29	諮問（弁明書の写しを添付）
30.12. 3	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
31. 3.25 (第570回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 4.23 (第572回審査会)	審議
1. 5.31	答申

答申第 900 号

諮問第 1581 号

件名：体罰についての相談等の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）について不開示とした決定は、取り消すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 7 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 8 月 10 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

「体罰」、「体罰」にかかる報告書、について、文書はあるということである。暴力であることを、あいまいにしないために、暴力という言葉を使うことを求める。

「体罰」について、全面的不開示は認めることはできない。

不開示は、行政として、「体罰」について容認しているとはまではいわないが、「体罰」の職員をかばっているということになるということである。

事実に関して明らかにされないことは、今後の「体罰」防止に障害になる。

仮に、処分庁の不開示に関する主張を認めたとしても、全面不開示はあり得ない。具体的には、書面の、作成したもしくは、受け取った日時、宛先、差出人、書面の形態、形式、様式等、文書の内容、開示できない部分があったとしても、その一部は開示できる。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 請求者の請求に対して、弁明書に、「有意の情報とは認められない」とある。処分庁は、以前、「全面黒塗りの文書」から、様式の枠、

等のわかる文書を開示するようになった、経過を認識された上での弁明、主張なのか、疑問をもつ。まず釈明を求めるものである。

さらに云うなら、本件以外の、開示請求に対して、全面黒塗り文書を、揃えて提示することを、今後も継続するということは変わりはないのか、それとも全面黒塗りなら、その部分だけは、全面黒塗りということで、省いたという説明のみにするのか（抜き取るのか）釈明を求める、明確な釈明ができない場合は、請求者の請求を認めてもらいたい。

- (イ) 「有意の…」に関しては、有意の定義が、記載してないので、反論しにくいですが、今言えることは、有意かどうかについては、請求者が判断することであって、処分庁が、勝手に判断して押し付けることは、問題である。さらに、処分庁は、不確かな、判断等で不開示にすることは、違法といわざるを得ない。

この理由（有意…認められない）を、安易に拡大解釈して使われると、不開示の増大につながることになる（おそれになる、危惧される）といえる。

情報公開をするものに対して、不安や不信を、持たせることになることは、情報公開法の、知りたいことを「知る」の精神を害する。

- (ウ) 弁明書、「体罰について…」とある。「体罰」ということについて、今回請求の事案について、具体的に「体罰」の状況に関する記載がわからない。正確な指摘にならないかもしれないが、「体罰」は暴力行為であるという、前提で、扱うことが求められる。学校において、教諭等の暴力行為は、公務員の違法行為であり、刑事罰の対象であるということが本当には認識されていないのではないかといえる。

- (エ) 今後「体罰」ということを、使われる場合は、その意味等を明確に断ったうえで（規定したうえで）使われることを求める。暴行は暴行であり、処分庁が、不開示にする理由としてあげている、「個人の権利利益を害するおそれ」ということを述べているが、具体的にどのような人の、どのようなことの権利利益なのか、明確にしてもらいたい。条文等だけを述べて、開示しない理由とされることは、処分庁の、職責から外れているということである。説明責任を果たしていないということである。

- (オ) 「体罰」事案については、「体罰」が生徒、児童に対して、重大な影響を与えていることは、知られている。県立高校生がなくなった件、不登校になった件の事案も報道等、されている。それらを考えると、まさに、児童と生徒の命と健康に密接に関係していることは明らかである、情報をまずは明らかにすることが第一歩である。現状は、処分庁内での、学校からの報告が、すぐにされなかったり、遅れたりした

ということが報道されている。処分庁においては、児童・生徒の生命と健康を守るために、という視点が抜けているのではないかといえる。生命と、健康に関する情報は（「体罰」暴行の情報は）、愛知県の事例からすると当然開示する必要があることは明らかである。

- (カ) 生徒の顔をたたいたという件で、当初、報告が出されなかった、春日井商業高校の「体罰」事案が、学校名、加害職員名等含め、公開されたと請求者は理解している。いろいろ、理由をつけて、「体罰」については不開示にしてきた処分庁が、今後は、開示されていくことなのかと期待をもつとともに、本件裁決では考慮してもらいたい。
- (キ) 弁明書で、請求人が請求した、2017年7月28日まで、ということ、記載してあるが、当時はできなかったことなのか、処分庁としては、現時点では、開示できる文書があるのかないかを明確にしてもらいたい。請求人は、少しでも早く情報の存在確認をしたい。処分庁の回答次第で場合によっては、再度請求をしたいということである。
- (ク) 弁明書に関しての反論等、「表紙には」とある、「体罰」とされる内容は、職務中、行為に関するものであるから公開することを求めるものである。但しどのような理由で生年月日、年齢が記載しているのか、必要性等を含め説明を求めるとともに、基本的には請求者は、生年月日の公開は求めない。その他の項目については公開することを求める。保護者の発言については、どのような内容なのか全くわからないので、反論できない。具体的にようやくでもいいから明らかにされたら、反論をする。
- (ケ) 「人の生命等を保護するため公…認められる情報でない」ということを主張されている。前記した通り、暴力は、学校内における場合、指導中ということが多い。しかしながら、高校では、その結果、県立高校で、自殺した生徒がある。豊橋市の小学校では、不登校になったということを知く。
- 暴力は、DVでも報告されているが、大人になっても影響を受けているということを知く。「体罰」教師の暴力についての、具体的情報は、公にされることは生徒、児童、保護者にとっては、必要な情報であり、処分庁としては隠してはいけない生命、健康に関する情報である。公にすることは認められないとする処分庁の認識に問題を感じるとともに、再考を促す意味でも、公開すべきとする裁定を求めるものである。
- (コ) 特定することになる、権利利益を害する、等主張されるが、特定されると具体的にどのような、問題があるのか説明がなされていない。これまでであった問題点等を例に挙げての説明を含め、処分庁には、説明を求める。その説明がないと請求者は、反論ができない。明確な理

由を説明しないで不開示にすることは、違法である。

- (サ) 「職務遂行に係る情報でない」とあるが、これも具体的内容が不明であるので反論が難しい。しかしながら、「体罰…」という内容についての不開示である。学校内でのこと若しくは活動中のことであることは、予想される。そうすると、学校管理下と云うことである。職務行為に関する報告書であることは明らかである。その報告書作成等も含め、「体罰」に関する内容は、職務行為での書類である。なぜ遂行に係る情報でないという主張をするのか、理解し難い。

極端なことを云うと、職員が、相手が自校生等に関わらず、たまたま出くわした相手に暴力を振るったことなのかという解釈をしないことなのかと疑問すら持つ。万一そうなら、処分というより、警察に訴えることが先決である。理解し難いことを主張されると、疑問は生じるが何ら説明にはならないということを述べておく。

- (シ) 処分は現在出していないのか、出ているのか明確にしてもらいたい、もし出ているとしたらどの段階まで開示できるのかを明らかにしてもらいたい。

審査会での対応等がスムーズにいくといえる。

- (ス) 公務員の、職務中の違法等の、暴力行為は公開の場所（学校内も）であることから（推測）、すでに知られた事実であると考えることが妥当である。職務行為等は、すべて公開されるべきである。今回の件等を機会に、公開の裁定が出ることを期待する。

- (セ) 関係者が、開示されることを意識して…記録の形骸化…情報が提供されないこと…、公にすることが予定されている情報でない…等とあるが、そもそも処分が前提の、場合、発言内容についての選択権は、事情聴取を受ける側にあることは、明らかである。当然公開される、されないにかかわらず、公正・中立的な審議検討に支障を及ぼすおそれがあることは、ある程度織り込み済みではないかといえる。虚偽の発言は許されないことは当然であるかもしれないが、それでも、暴力ということに関しては、加害者が反省ということに至っているとしたらそのように指導された後ということであつたら処分庁が危惧するような恐れはなくなっているといえる。予定されている情報でないといっても処分においては、被処分者にとっては、処分理由等においては、ある程度引用して記載しているといえる。

付け加えて述べると、反省しているとする文書を見ると（違法に関する報告書、弁明書等）職員の「体罰」暴力の原因、に関する、文書は、生徒児童に原因があるような記載がいまだに見受けられる。

最近、「体罰」に関する、開示される文書を受け取るとき、担当職員には伝える。報告者は、なぜ、職員に問題があつたから、「体罰」

という視点で記載がないのか、加害職員のどこに問題があったのか、記載されていないのか、ということ伝えてある。これでは暴力を受けた生徒児童は、たまらない。

いまだ、反省が反省になっていない弁明書だったりすることに、処分庁はこのようなこと（反省と云えないのではないかとということ）が明らかになることを恐れているのではないかと思う。そのために不開示にされたのかと疑う。実態を隠すことになるような不開示は取り消されるべきである。

- (イ) 圧力や干渉ということであるが、確かに第三者委員会等設置に関する指摘で、再度設置されたということがあったことを記憶する。逆に、指摘を圧力というなら、被害者等が納得できる方向に行くなら、マイナスではないこともあるといえる。不開示の理由にすることは的外れであるといえる。どうしても理由にされるならそれぞれ個別に、対する事例を明記して、どのような圧力干渉があったかを述べるべきである。そうでないなら不開示の説明責任を果たしているとはいえない。
- (ロ) 弁明書で、検討がまだ不十分ということであるが、検討についての日程が不明であるので、反論ができない。再度、述べることであるが、検討が済んだ段階で、公表するのか、現在の段階で、情報提供等を含め公表する事ができるのか、処分庁の見解をお聞きしたい。聞き取りの内容等が記載されており…ということからも、その内容を明らかにしたら、それなりに反論ができる。
- (ハ) 人事が確定していない…公になったら混乱…処分庁の主張のとおりとするなら、やはりまずは、人事等に関する日程等を明らかにする責任が処分庁にはある。
- (ニ) 不適切な生徒指導とあるが、「体罰」ということではないか、明確にしてもらいたい。本当は何かを処分庁には明確にしてもらいたい。不適切な、指導に関する報告書は報告書であり、つまり提出すべき文書は速やかに提出したらよいし、開示請求があったら、開示したら問題は無いといえる。

基本的には、指導と処分は異なることである。これまでの、不適切指導に関する処分ということは、何も出ないわけではないけど、処分といえるような処分は出ていないような記憶である。生徒指導に関する事ということからすると、現在の、報告書の記載内容、その後の処分等々に問題があるのではないかといえるから関係文書の公開を求めている。現在の、開示をしないという決まりに問題があるということである。

- (ホ) 不適切な生徒指導が許されると誤解…という処分庁の主張について、処分庁が、あたかも問題が、他にあるような無責任な主張をすること

に、疑問を感じる。この主張の真意をお聞きしたい。釈明を求める。

構造的には、「体罰」等に関する報告書にある、生徒が、「うそを言ったから」、「理解が遅かったから」等の相手に問題があったから、有形力の行使ということになった。というような弁解と同じようではないかということである。

本当はこれまで、何度も通知等で「体罰」「不祥事」については取り組まれてきた。「不適切指導が許されると誤解」というようなことではないのではないかといえる。それほど職員を、軽視したらいけないのではないかとすることを述べておく。

また、事務の適正な遂行に支障とは具体的にどのようなことか説明をしてもらいたい。処分庁は、不開示の理由を述べるが、説明責任は処分庁にあることを認識して主張しているのか疑問である。何でもいから主張するということは許されないことを自覚しているのかということである。

- (ト) 個々に対して、明確、具体的な説明がない不開示は、違法であり、開示されることを求める、裁決を求める。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

請求をした根拠は、確か新聞報道による記事を基にしたのではないかなと思う。

さらに、現時点ではこれらは多分、処分等がもう終わっているということである。処分等が終わると、再度報道等がなされているのではないかなということが言える。

そして、もう一つは、請求時点で、報告書なり何らかの形での文書が、教育行政庁に送付等をされているのではないかと考えられる。

何らかの形でこの関係する文書があったのではないかと考えている。何もなくて、口頭で記者会見等、話をされることはあり得ないと思う。何もなくて、聞かれて即答して、教育委員会等の見解というような発表の仕方は、危うい対応だと思うので、そういうことはあり得なかったと思う。

私が請求した時点で文書があったということを申し上げたので、行政としてもどのような文書がそのときあるのか、メモを含めて、メモが開示される対象であるとかないとかという論議は置いておいて、どういうものがあるのかという少なくとも項目・枠組み、それからどこが作成した等々については、明らかにできるのではないか。

まず、開示する、しないの以前に、文書の特定を明確にすること。それから、その文書の作成者、ページ数、そういう細かいことも含めて明らかにできる部分はあったのではないかなと思うが、あるかないか回答す

るとそのことが問題であるということで、文書の所在さえ明らかにされない場合もある。どういう文書があるのか、見せる・見せないは別として、それを明らかにされることが、行政の責務ではないか。

行政庁の中にある文書は、行政だけのものではなくて、請求人を含めた住民・県民のものであると認識をしている。そうしなければ、行政の処分庁の思いどおりに文書を扱って、明らかにしないということは、行政庁による行政文書の独占、独占というよりも私物化とも言えると考えている。

職員処分の途中経過だから見せないというようなことではなく、職員の処分の途中経過の文書であろうとなかろうと、全部見せないということはある得ない。何らかの形で何かを出せることが職務ではないか。何らかの形で早めに出すことは、問題が後に残る、起きるというように考えて出さないことは、情報操作をしているのではないか。情報操作ができる可能性が残るというところに、またいろいろ問題も派生するし、そういうことが住民の信頼を損なうことになるとも考える。

処分庁の処分中のものであるとか等々において、規制をしながら出されないということは、この情報公開法、「知る権利」の障害になっているということは明らかである。今回の件についても、処分途中だとか、明らかにすると今後職員が意見を言いにくくするというような理由付けで出されないことがあるので、そういうことを考えると、知る権利が相当侵されている。

知る権利に基づくと、処分庁にある文書は全て公開することが原則であるというふうに認識をしている。確かに仕事がやりにくいとか等々言うが、そういうことにおいてそれを優先させると、本当は知る権利は後回しになって、行政庁の職務が優先しているように錯覚すら起こることがある。そうではなく、あえて公開原則をまず前面に立てて、いろいろな情報の扱いになってもらいたい。

最高裁が 1991 年、根拠規定を示すだけでは不十分ということで、最高裁までいった事案について、確か請求者の請求を認めなさいというような判例が出たということが、報道によって明らかになっている。

処分庁の処分がこれから行われようとしているときに、生の情報に等しいものであるので、すんなり出してしまっても不手際になっては困るということで出さないのではないか。行政の内部においても重要な情報であるかもしれないが、見たい者にとっても、実際に早いうちに公開されて見たい。今回も請求してだいぶ経っているので、今明らかになっても正直なところ、仮に審査会で全面公開ということで今出してもらっても、もう年数から言えば下手すれば 2 年ぐらい経って見ることになるので、そういう意味では処分庁のいう処分の進行中だというような理由は、ほ

とんど請求者の権利を侵害する理由付けにしかない、理由付けそのものが違法ではないか。

本来は作成される文書は全て公開対象になるし、公開されるものであるということが前提であるという認識を、行政には持ってもらいたい。

時代とともに文書の扱い、公開される内容というのは変化しているから、今回のような曖昧な理由、理由として納得できない理由で公開請求をすると、他の県では開示されて愛知県ではされないというようなことになる、何度も審査請求をする可能性も出てくる。

今回の理由のような内容で非開示にすることは問題であるし、そのような文書作成をこれまで継続してきている行政に問題があるというふうな受け止められて、実際に開示を前向きに捉えてほしいなということを思うし、審査会においても公開原則を元に審査をしていただけたらなと思う。

開示請求というのは公開が原則である。不開示にするということはほとんど特例である。やろうと思えばできる範囲があるはずなので、そのことを例えば「てにをは」のそういう言葉でも開示できる範囲はあるはずである。そのことを元にした開示が今回もできるはずなので、今回の不開示はありえないと考えて今回の審査会に請求したので、その観点に立った審査結果をお願いしたい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件開示請求日である平成 29 年 7 月 28 日までの間で、平成 29 年度に体罰を行ったとされる教員の行為について、教育委員会学習教育部高等学校教育課（以下「高等学校教育課」という。）が作成又は取得した次に掲げる文書であって、その全てを不開示としたものである。

ア 文書 1「体罰についての相談」

当該文書は、体罰を行ったとされる職員（以下「A 職員」という。）の所属校の校長から報告があった事案に対して高等学校教育課としての対応方針を決定するために起案したものである。

当該文書のうち、表紙には、起案者氏名、題名、決裁者の印、伺い文等が記載されている。また、表紙以外の用紙には、A 職員の所属、職名及び氏名、対応案、事案の概要等が記載されている。

イ 文書 2「体罰にかかる報告書」

当該文書は、発生した事案について、A 職員の所属校の校長が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で高等学校教育課に提出したものである。

当該文書には、A 職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、作成者の職・氏名、概要等が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書には、被害生徒の在籍校の名称、学年及び被害状況、A 職員の氏名及び生年月日、体罰の経緯及び状況、保護者の発言等が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

それらの情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

また、A 職員は公務員であるが、本件開示請求時において懲戒処分等の担当課が処分を検討中である行為をしたという情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、本件開示請求時は、懲戒処分等の担当課が処分等の内容を検討している段階の情報であったため、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。

以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号に該当する情報が記録されている。

(3) 条例第 7 条第 5 号該当性について

本件行政文書は、A 職員や被害生徒、関係する職員等からの聞き取りの内容、A 職員の意見、校長等の意見、対応方針が記載された部分等（以下「聞き取り内容等」という。）が記載されており、処分を決定するための審議、検討又は協議に関する情報と同じ内容が記載されていることから、これを公にすることが前提になれば、関係者が開示されることを意識して発言するおそれがあり、これらの記録の形骸化が避けられなくなる。その結果、関係者の意見等が十分入手できなくなるおそれがあり、教育委員会の審議、検討に必要な情報が提供されないことにより、教育委員会の公正・中立的な審議、検討に支障を及ぼすおそれがある。

また、本件開示請求時において確定していない処分について、行為の内容が少しでも公にされると、事案の内容から関係者が特定される可能性があり、その場合、A 職員その他関係者が外部からの圧力や干渉を受けるおそれがあり、処分前にそのような事態が発生すれば、事実とは異なる発言

等をするなど、正確に事実を把握することが困難となる。

さらに、内部での審議、検討がまだ十分でない当該行為に関する情報が、処分前である人事上確定していない未成熟な状態で、少しでも公になると、県民や教育現場に無用な誤解や混乱を招くおそれがあり、外部からの圧力により本件事案の審議、検討に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第 7 条第 5 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

本件行政文書は、聞き取り内容等が記載されており、処分を決定するための審議、検討又は協議に関する情報であることから、これを公にすることが前提になれば、関係者が開示されることを意識して発言するおそれがあり、これらの記録の形骸化が避けられなくなる。

さらに、内部での審議、検討がまだ十分でない当該行為に関する情報が、本件開示請求時において処分前である人事上確定していない未成熟な状態で、少しでも公になると、県民や教育現場に無用な誤解や混乱を招くおそれがある。

その結果、服務規律及び秩序の維持を目的とする懲戒処分等について教育委員会が公正・中立的な立場で審議、検討を行うことが困難となる。すると、不適切な生徒指導に対し適切な懲戒処分等がされないことによって、不適切な生徒指導が許されると誤解を生むこととなるなど、生徒指導に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第 7 条第 6 号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「全面不開示はあり得ない。具体的には、書面の、作成されたもしくは、受け取られた日時、宛先、差出人、書面の形態、形式、様式等、文書の内容、開示できない部分があったとしても、その一部分は開示できる」と主張している。

当該主張は、形態や様式は開示できると主張していると思われるが、開示請求内容は「2017 年度 職員の「体罰」暴力および、不適切対応（言動等も含む）」であり、体罰の事案に関してその内容が分かるものを求めていると考えられ、様式そのものを求めているものではないと考えるが、仮に文字の部分を不開示とした様式の枠のみを開示したとしても、それは有意の情報とは認められない。また、文書を作成した職員氏名及び日付を含め、一部でも開示すると、前記 (3) 及び (4) で述べた記録の形骸化のおそれがあるため、開示できる部分はない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、体罰を行った職員の非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した 2 件の文書であり、その構成及び記載内容は、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、本件開示請求書が提出された時点において A 職員の処分が確定していなかったことから、本件行政文書の全てが条例第 7 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号に該当するとして、本件行政文書のいずれについても全部を不開示としている。

(3) 不開示情報該当性の判断の時点について

ア 実施機関によれば、本件開示請求に係る教員の非違行為については、本件開示請求書が提出された平成 29 年 7 月 28 日時点においては県教育委員会における処分が確定しておらず、審議及び検討がまだ不十分な状態であったため、本件行政文書の全部を不開示としたとのことである。しかし、当審査会において実施機関に確認したところ、本件不開示決定を行った同年 8 月 10 日時点においては、当該教員に係る処分が同月 2 日付けで既に行われていたとのことであり、実施機関が不開示情報の該当性について本件不開示決定時点ではなく、本件開示請求書が提出された時点で判断する理由はなかったものとする。

イ したがって、実施機関は本件不開示決定を取り消した上で、本件行政文書について改めて開示決定等をすべきである。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書 1 体罰についての相談

文書 2 体罰にかかる報告書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.11.2	諮問（弁明書の写しを添付）
30.12.13	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
31.3.25 (第570回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31.4.23 (第572回審査会)	審議
1.5.31	答申